

# 1. 公的年金制度（総括）

## (1) 被保険者数

令和5年度末の公的年金被保険者数は6,745万人であり、総人口1億2,400万人の54.4%を占めている。

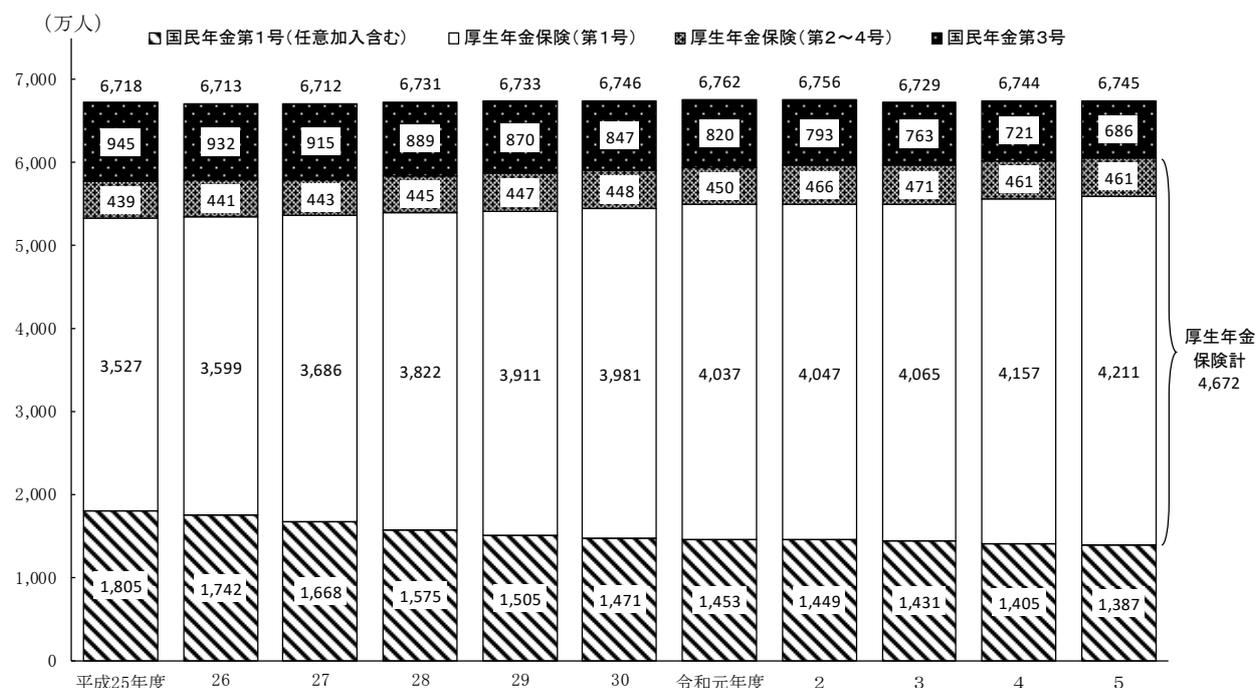
また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,387万人（対前年度末18万人減）、厚生年金被保険者数（第1～4号）は4,672万人（同54万人増）、うち第1号厚生年金被保険者数4,211万人（同54万人増）、第2～4号厚生年金被保険者数461万人（同1千人減）、国民年金第3号被保険者数686万人（同36万人減）となっている。（表1、図1）

表1 公的年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数	国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者 （国民年金第2号被保険者等）			国民年金第3号被保険者	総人口	総数／総人口
			厚生年金保険（第1号）	厚生年金保険（第2～4号）				
平成25年度	67,175	18,054	39,667	35,273	4,394	9,454	127,136	52.8
26	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	9,319	126,939	52.9
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	9,151	126,991	52.9
28	67,309	15,754	42,665	38,218	4,447	8,890	126,761	53.1
29	67,335	15,052	43,581	39,112	4,469	8,701	126,502	53.2
30	67,462	14,711	44,284	39,806	4,478	8,467	126,254	53.4
令和元年度	67,616	14,533	44,879	40,374	4,505	8,203	125,930	53.7
2	67,558	14,495	45,134	40,472	4,662	7,930	125,855	53.7
3	67,293	14,312	45,354	40,645	4,709	7,627	125,071	53.8
4	67,438	14,047	46,179	41,569	4,610	7,212	124,554	54.1
5	67,445	13,871	46,718	42,109	4,609	6,856	124,002	54.4

図1 公的年金 被保険者数の推移（年度末現在）



- 注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。  
 2. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。  
 3. 厚生年金保険（第2～4号）の被保険者は、平成26年度以前は共済組合等の組合員等、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。  
 4. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。  
 5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

## (2) 受給者数

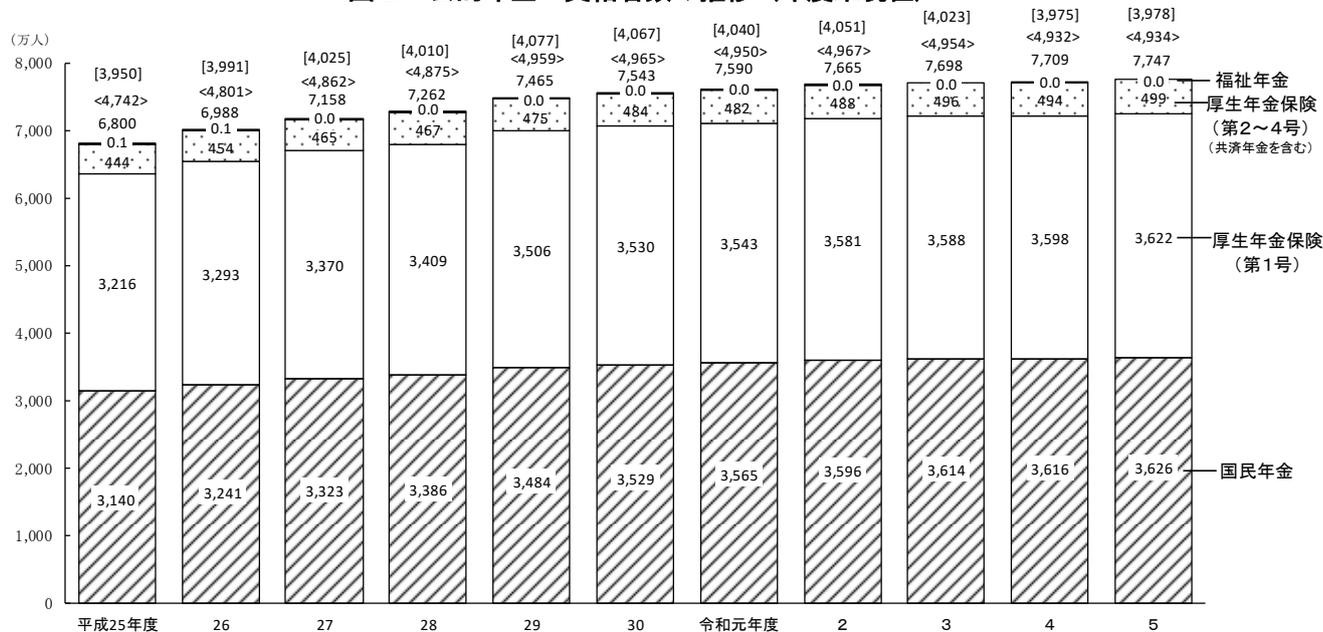
令和5年度末における公的年金の受給者数は、延人数で7,747万人であり、前年度末に比べて38万人の増加となっている。厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,934万人であり、前年度末に比べて2万人の増加となっている。また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、3,978万人となっており、前年度末に比べて2万人増加している。（表2、図2）

表2 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数			国民年金	厚生年金保険 （第1号）	厚生年金保険 （第2～4号） （共済年金を含む）	福祉年金
	延人数	重複を控除した受給者数	実受給権者数				
平成25年度	68,004	<47,419>	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877	<48,009>	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580	<48,617>	[40,255]	33,229	33,703	4,646	0
28	72,623	<48,745>	[40,101]	33,858	34,094	4,672	0
29	74,646	<49,591>	[40,769]	34,839	35,060	4,747	0
30	75,429	<49,647>	[40,667]	35,294	35,296	4,839	0
令和元年度	75,897	<49,498>	[40,403]	35,645	35,432	4,819	0
2	76,652	<49,668>	[40,507]	35,961	35,815	4,876	0
3	76,977	<49,541>	[40,226]	36,142	35,878	4,957	0
4	77,086	<49,318>	[39,755]	36,164	35,981	4,940	0
5	77,468	<49,342>	[39,777]	36,255	36,225	4,988	0

図2 公的年金 受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

注2. [ ]内は重複のない公的年金の実受給権者数である。

注3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

注4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の受給者を計上している。

令和5年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が5,154万人と最も多く、次いで通算老齢年金・25年未満が1,624万人、遺族年金が692万人、障害年金が276万人、通算遺族年金が1万人となっている。（表3）

**表3 公的年金 制度別受給者数（令和5年度末）**

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	36,225	15,724	14,171	523	5,795	12
旧法厚生年金保険	473	136	95	23	206	11
新法厚生年金保険	35,491	15,440	14,024	497	5,529	・
（再掲）基礎あり	27,970	14,658	12,905	336	70	・
旧法船員保険	12	3	0	1	8	0
旧共済組合	249	145	51	2	52	0
（再掲）基礎あり	156	107	48	1	0	・
国民年金計	36,255	33,057	931	2,180	88	・
旧法拠出制	364	196	135	27	6	・
新法基礎年金	35,891	32,861	796	2,153	82	・
（再掲）基礎のみ	7,547	5,606	130	1,779	31	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,348	4,466	128	1,730	24	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	4,988	2,761	1,140	54	1,032	1
合計	77,468 <49,342>	51,542 <36,777>	16,241 <3,288>	2,757 <2,420>	6,915 <6,845>	12 <12>

- 注1. ( ) 内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
  3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
  4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
  5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の受給者を計上している。
  6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
  7. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
  8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
  9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
  10. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
  11. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
  12. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和5年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が4万人(0.1%)の増加、厚生年金保険(第1号)が8万人(0.5%)の増加、厚生年金保険(第2～4号)が5千人(0.2%)の減少となっている。(表4)

表4 公的年金 老齢年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数		国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			旧法 拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
平成25年度	45,781	<34,759>	28,690	1,227	27,463	17,090	14,347	2,743	1
26	47,124	<35,473>	29,768	1,058	28,710	17,355	14,581	2,774	1
27	48,321	<36,113>	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0
28	49,070	<36,332>	31,324	767	30,557	17,746	14,964	2,783	0
29	49,898	<36,707>	31,898	644	31,254	18,000	15,207	2,793	0
30	50,535	<36,975>	32,304	536	31,769	18,230	15,409	2,822	0
令和元年度	50,794	<36,914>	32,623	444	32,179	18,171	15,390	2,781	0
2	51,219	<37,038>	32,904	364	32,540	18,315	15,530	2,786	0
3	51,461	<37,067>	33,039	299	32,740	18,422	15,615	2,807	0
4	51,426	<36,844>	33,021	239	32,782	18,405	15,639	2,766	0
5	51,542	<36,777>	33,057	196	32,861	18,485	15,724	2,761	0

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 厚生年金保険(第2～4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の受給者を計上している。
5. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

### (3) 年金額

令和5年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が44兆4,246億円と年金総額の約8割と最も多く、次いで遺族年金が7兆919億円、通算老齢年金・25年未満が2兆9,959億円、障害年金が2兆3,122億円となっている。（表5）

表5 公的年金 制度別受給者年金総額（令和5年度末）

（単位：億円）

	総 数	老 齢 給 付		障 害 年 金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚生年金保険（第1号）計	257,560	171,796	25,463	3,521	56,747	33
厚生年金基金代行分除く	249,210	164,835	24,073	3,521	56,747	33
旧法厚生年金保険	4,898	2,073	370	276	2,148	31
厚生年金基金代行分除く	4,882	2,061	366	276	2,148	31
新法厚生年金保険	249,783	167,698	24,986	3,212	53,887	・
（別掲）基礎年金	193,924	105,446	84,885	2,921	672	・
厚生年金基金代行分除く	241,449	160,750	23,600	3,212	53,887	・
旧法船員保険	227	79	1	16	131	1
旧共済組合	2,652	1,946	106	18	582	1
（別掲）基礎年金	1,171	806	356	9	0	・
国民年金計	251,109	228,886	2,243	19,068	913	・
旧法拠出制	1,540	960	312	241	27	・
新法基礎年金	249,569	227,926	1,931	18,827	886	・
（再掲）基礎のみ	53,342	37,105	305	15,598	333	・
（再掲）基礎のみ共済なし	44,347	28,617	300	15,170	260	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	59,611	43,565	2,253	532	13,258	2
合 計	568,281 〔559,931〕	444,246 〔437,286〕	29,959 〔28,570〕	23,122 〔23,122〕	70,919 〔70,919〕	34 〔34〕

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
9. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
10. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
11. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
12. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
13. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和5年度末における公的年金受給者の年金総額は56兆8,281億円であり、前年度末と比べると1兆1,069億円増加している。

令和5年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が25兆1,109億円、厚生年金保険（第1号）が25兆7,560億円、厚生年金保険（第2～4号）が5兆9,611億円となっている。（表6）

**表6 公的年金 受給者年金総額の推移**

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 （共済年金を含む）				福祉年金	総数 ／ 国民 所得 %
			厚生年金保険 （第1号）		厚生年金保険 （第2～4号）			
平成25年度	528,436 [511,155]	206,546	321,886	256,672 [239,390]	65,214	5	14.2	
26	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.2	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	13.9	
28	548,355 [537,175]	227,156	321,198	257,008 [245,827]	64,190	1	14.0	
29	554,108 [544,933]	232,642	321,465	258,091 [248,916]	63,374	0	13.8	
30	555,904 [548,051]	236,380	319,524	256,643 [248,790]	62,881	0	13.8	
令和元年度	556,262 [548,400]	239,742	316,519	254,965 [247,103]	61,554	0	13.8	
2	560,078 [552,033]	243,212	316,866	255,715 [247,670]	61,151	0	14.9	
3	560,674 [552,631]	244,997	315,677	254,996 [246,953]	60,681	0	14.2	
4	557,211 [549,023]	244,936	312,275	253,087 [244,899]	59,188	0	13.6	
5	568,281 [559,931]	251,109	317,171	257,560 [249,210]	59,611	0	13.0	

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
- 注2. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金保険又は共済年金の年金総額を計上している。
- 注3. [ ]内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
- 注4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
- 注5. 国民所得は、令和5年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。

令和5年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金・25年以上では、厚生年金保険（第1号）（基礎年金額を含む）が14万7千円、国民年金が5万8千円、厚生年金保険（第2～4号）（基礎年金額を含まない）が13万1千円となっている。（表7）

表7 公的年金 受給者の平均年金月額（令和5年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	147,360	65,102	102,691	82,569	23,593
厚生年金基金代行分除く	143,671	64,285	102,691	82,569	23,593
旧法厚生年金保険	126,603	32,284	98,376	86,718	23,711
厚生年金基金代行分除く	125,821	32,007	98,376	86,718	23,711
新法厚生年金保険	147,421	65,287	102,748	82,230	・
（再掲）基礎年金	56,911	50,440	48,930	1,013	・
厚生年金基金代行分除く	143,671	64,463	102,748	82,230	・
基礎あり	153,102	71,770	144,658	220,032	・
（再掲）基礎年金	60,840	56,451	82,260	131,236	・
旧法船員保険	243,813	29,016	175,231	142,367	23,533
旧共済組合	158,706	75,891	111,787	93,277	19,367
旧法	167,590	38,301	114,094	97,384	19,367
新法	155,646	76,723	110,462	91,645	・
（再掲）基礎年金	62,505	59,802	60,029	2	・
基礎あり	157,978	84,548	170,107	173,657	・
（再掲）基礎年金	63,961	66,917	97,947	85,308	・
国民年金計	57,700	20,087	72,891	86,500	・
旧法拠出制	40,805	19,294	74,192	36,081	・
新法基礎年金	57,801	20,222	72,874	90,388	・
（再掲）基礎のみ	55,152	19,507	73,065	90,091	・
（再掲）基礎のみ共済なし	53,400	19,456	73,089	89,244	・
福祉年金	33,842	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	131,482	16,474	82,119	107,040	23,419
（再掲）公務上を除く	131,482	16,474	82,276	111,683	23,419

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。

3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。

4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。

5. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

6. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。

7. 「基礎あり」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。

8. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。

9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、併給している基礎年金額を含まない。

10. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。

11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

## 2. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

### (1) 適用状況

#### ① 事業所数

令和5年度末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は279万1千か所で、前年度末に比べて10万3千か所の増加となっている。令和5年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。（表8）

表8 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移

（年度末現在、単位：千か所）

年 度	事 業 所 数				
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	(再掲) 短 時 間 労 働 者
平成25年度	1,801	1,709	87	4.5	・
26	1,867	1,774	89	4.4	・
27	1,975	1,892	78	4.4	・
28	2,109	2,024	81	4.4	27
29	2,227	2,138	85	4.4	33
30	2,337	2,244	89	4.3	35
令和元年度	2,436	2,339	92	4.2	37
2	2,509	2,410	95	4.1	38
3	2,598	2,496	98	4.1	40
4	2,688	2,583	100	4.0	91
5	2,791	2,683	103	4.0	94

注. 事業所の総数には任意単独適用（令和5年度末は、479事業所）を含んでいる。

## ② 被保険者数

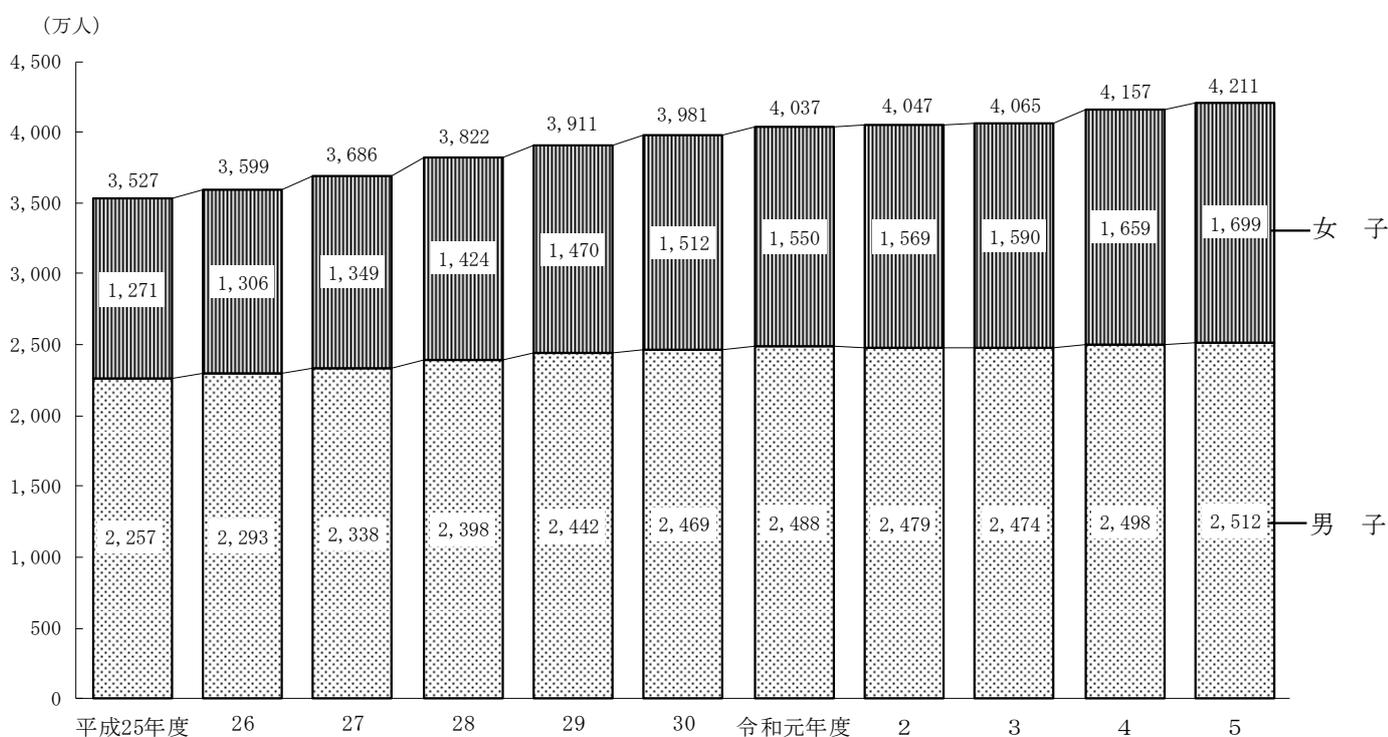
令和5年度末の厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,211万人で、前年度末に比べて54万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,512万人、女子が1,699万人となっている。前年度末と比べると、男子が14万人、女子が40万人増加している。令和5年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。（表9、図3）

表9 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数	男 子				女 子	短時間 労働者	男 子		育児休業等 保険料 免除者
		一般男子	坑内員	船員	男 子			女 子		
平成25年度	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	・	・	・	234
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	・	・	・	301
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	・	・	・	332
28	38,218	23,980	23,927	0.6	52	14,238	291	86	204	355
29	39,112	24,417	24,364	0.6	52	14,695	383	112	271	385
30	39,806	24,689	24,637	0.5	52	15,117	435	124	311	410
令和元年度	40,374	24,877	24,825	0.5	52	15,498	472	129	343	431
2	40,472	24,787	24,735	0.5	51	15,685	530	138	392	452
3	40,645	24,744	24,693	0.4	50	15,901	569	145	424	469
4	41,569	24,983	24,932	0.4	50	16,587	822	203	620	489
5	42,109	25,122	25,071	0.4	51	16,987	919	221	698	502

図3 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移（年度末現在）

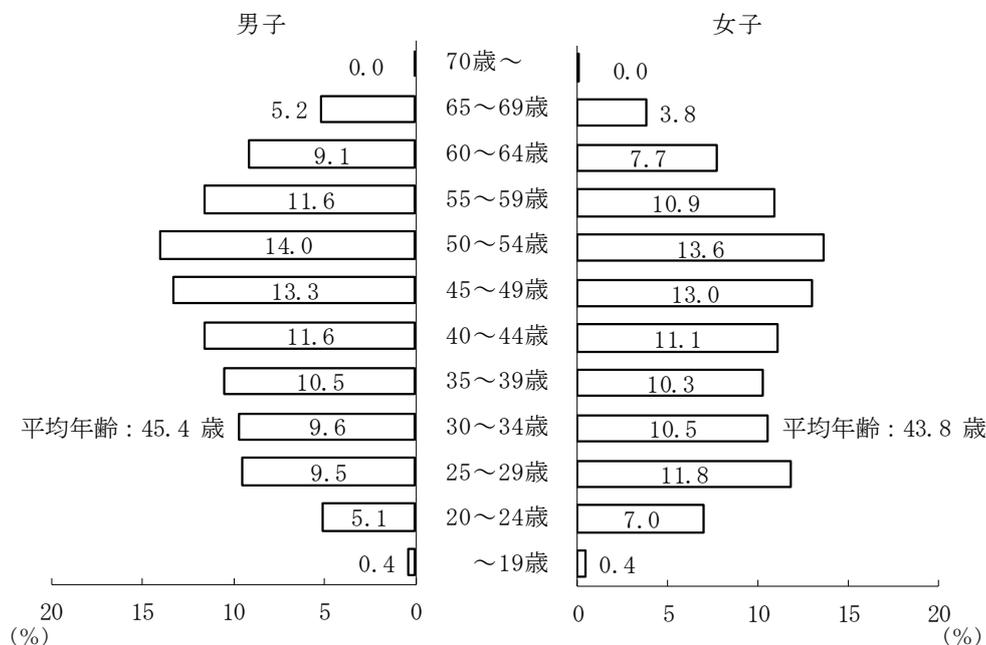


- 注1. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。  
 注2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。  
 注3. 育児休業等保険料免除者には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

### ③ 年齢構成

令和5年度末における被保険者の年齢構成は、男女共に50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は45.4歳、女子は43.8歳となっている。（図4）

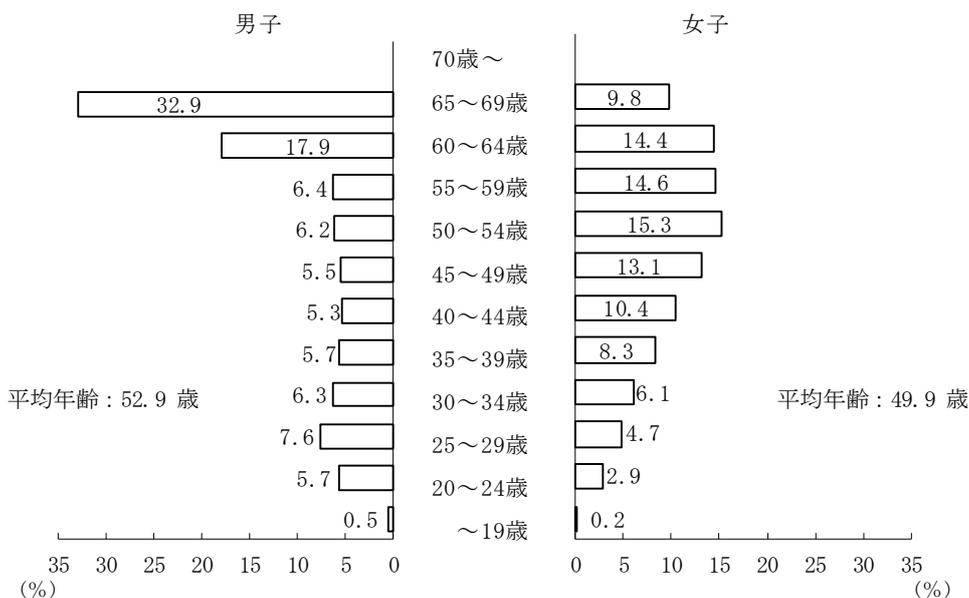
図4 厚生年金保険（第1号） 被保険者の年齢構成（令和5年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

令和5年度末における短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は52.9歳、女子は49.9歳となっている。（図5）

図5 厚生年金保険（第1号） 短時間労働者の年齢構成（令和5年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

#### ④ 標準報酬月額及び標準賞与額

標準報酬月額の平均は、令和5年度末現在で32万6千円(男子は37万円、女子は26万1千円)であり、前年度末に比べて1.6%増加している。令和5年度の年度平均についても、32万3千円(男子は36万7千円、女子は25万8千円)と、前年度に比べて1.2%増加している。

短時間労働者の標準報酬月額の平均は、令和5年度末現在で15万2千円(男子は16万4千円、女子は14万8千円)であり、前年度末に比べて3.6%増加している。令和5年度の年度平均については、15万円(男子は16万2千円、女子は14万6千円)と、前年度に比べて1.4%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は、令和5年度で44万円(男子は52万1千円、女子は31万2千円)であり、前年度に比べて0.3%減少している。

短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和5年度で9万3千円(男子は11万6千円、女子は8万6千円)であり、前年度に比べて1.4%減少している。

一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和5年度で460万6千円(男子は528万7千円、女子は359万4千円)であり、前年度に比べて1.4%増加している。

短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和5年度で190万8千円(男子は207万4千円、女子は185万4千円)であり、前年度に比べて1.3%増加している。(表10)

表10 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

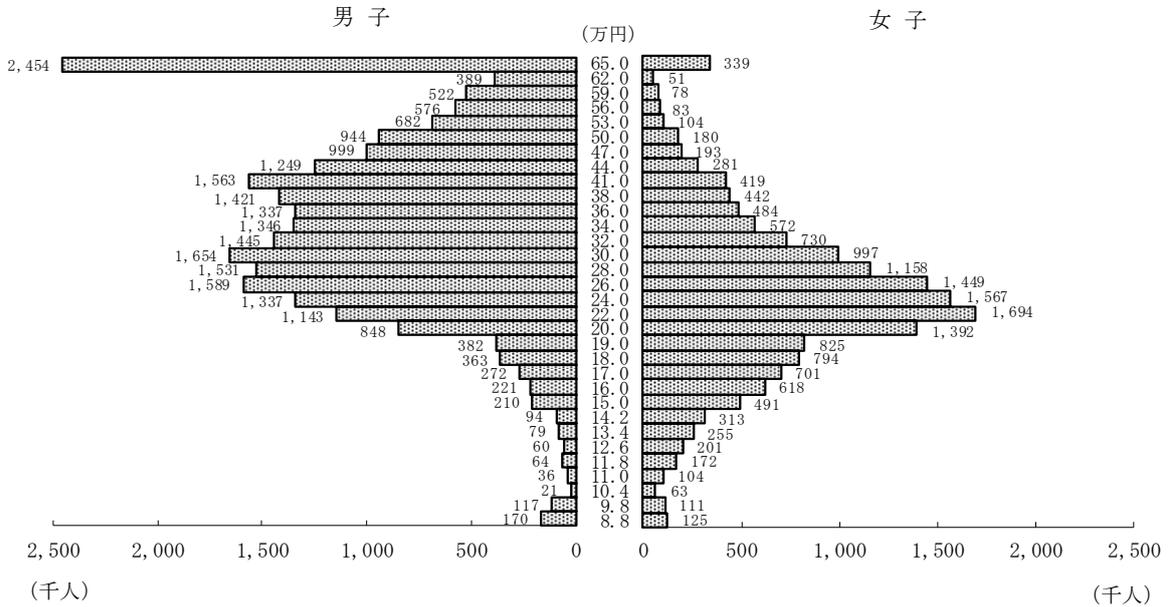
		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
	2	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
	3	318,593	361,563	251,727	148,938	160,714	144,923	315,728	358,232	249,290	147,527	159,516	143,373
	4	320,919	364,623	255,093	146,972	158,942	143,055	319,409	362,608	253,504	147,792	159,802	143,783
	5	326,159	370,412	260,712	152,267	164,347	148,448	323,319	367,238	257,994	149,920	162,032	146,009
伸び率 (%)	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4
	2	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4	0.1	△ 0.3	0.5
	3	1.8	1.8	2.1	2.1	1.6	2.4	0.9	0.9	1.3	1.0	0.4	1.3
	4	0.7	0.8	1.3	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.3	1.2	1.2	1.7	0.2	0.2	0.3
	5	1.6	1.6	2.2	3.6	3.4	3.8	1.2	1.3	1.8	1.4	1.4	1.5

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
	2	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
	3	433,313	512,048	304,082	98,223	123,477	89,877	4,479,701	5,130,762	3,462,009	1,890,496	2,060,017	1,831,760
	4	441,282	522,068	311,001	94,130	118,699	86,396	4,542,589	5,209,225	3,525,550	1,883,723	2,050,585	1,828,028
	5	439,922	521,259	311,972	92,788	115,538	85,836	4,606,395	5,287,014	3,594,026	1,907,717	2,074,165	1,853,972
伸び率 (%)	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5
	2	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1	2.4	1.4	3.2
	3	1.6	1.5	2.8	12.5	7.7	15.2	1.3	1.2	1.8	1.8	1.1	2.2
	4	1.8	2.0	2.3	△ 4.2	△ 3.9	△ 3.9	1.4	1.5	1.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2
	5	△ 0.3	△ 0.2	0.3	△ 1.4	△ 2.7	△ 0.6	1.4	1.5	1.9	1.3	1.1	1.4

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。  
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。  
 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの各月末における被保険者数の合計で割ったものである。  
 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。  
 5. 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

令和5年度末における標準報酬月額別被保険者数は、男子では上限の第32級（65万円）が245万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が169万人と最も多くなっている。（図6）

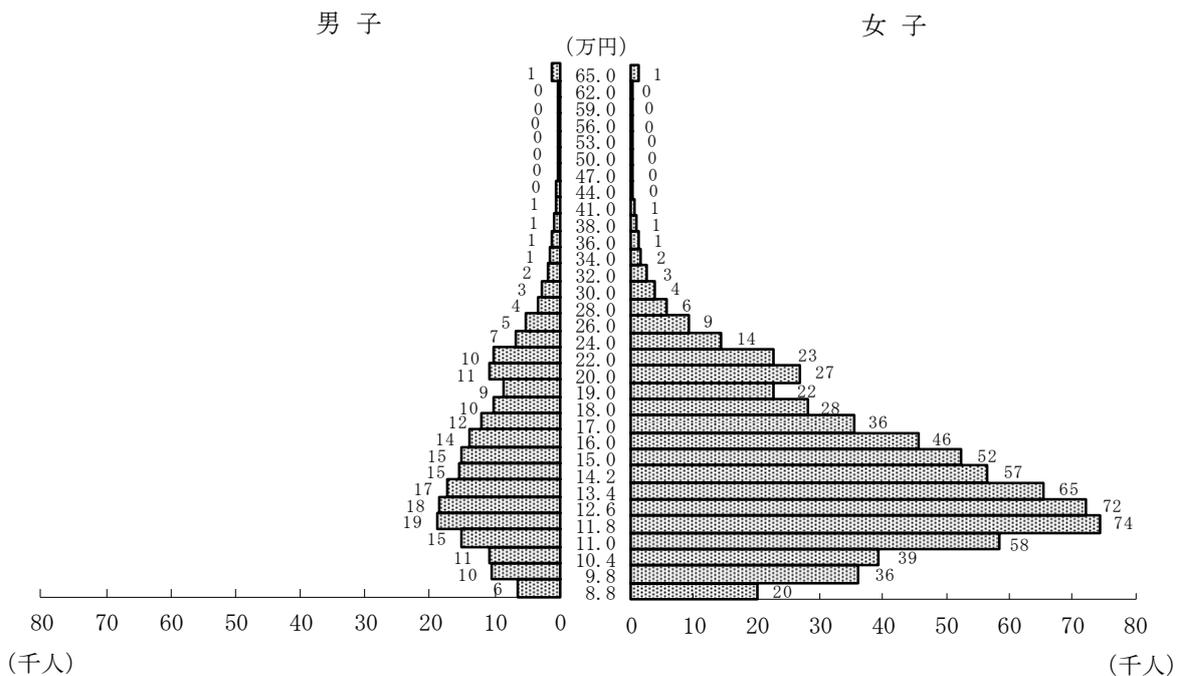
図6 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（令和5年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

令和5年度末における標準報酬月額別短時間労働者数は、男女共に第5級（11.8万円）が最も多く、男子は1万9千人、女子は7万4千人となっている。（図7）

図7 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別短時間労働者数（令和5年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

## (2) 受給（権）者数

### ① 受給者数

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,622万人で、内訳は旧法厚生年金保険が47万人、旧法船員保険が1万人、新法厚生年金保険が3,549万人、旧共済組合が25万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,572万人（全受給者数の43.4%）、通算老齢年金・25年未満が1,417万人（同39.1%）、障害年金が52万人（同1.4%）、遺族年金が580万人（同16.0%）、通算遺族年金が1万人（同0.0%）となっている。

また、令和5年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢年金が1,476万人、通算老齢年金・25年未満が1,295万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は34万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は7万人となっている。（表11）

表11 厚生年金保険（第1号） 受給者数（令和5年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,724	43.4	136	0.4	3	0.0	15,440 (14,658)	42.6	145 (107)	0.4
通算老齢年金・25年未満	14,171	39.1	95	0.3	0	0.0	14,024 (12,905)	38.7	51 (48)	0.1
障 害 年 金	523	1.4	23	0.1	1	0.0	497 (336)	1.4	2 (1)	0.0
遺 族 年 金	5,795	16.0	206	0.6	8	0.0	5,529 (70)	15.3	52 (0)	0.1
通 算 遺 族 年 金	12	0.0	11	0.0	0	0.0	・	・	0	0.0
合 計	36,225	100.0	473	1.3	12	0.0	35,491 (27,970)	98.0	249 (156)	0.7

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NT T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. ( ) 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。

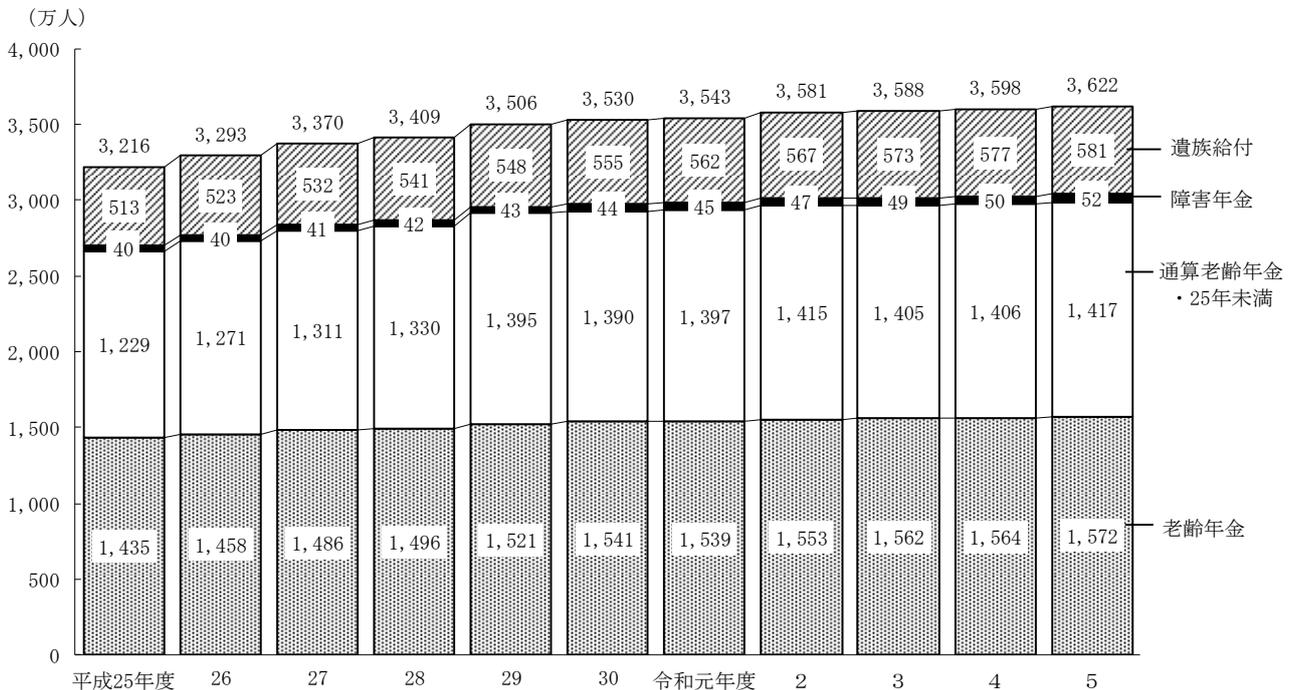
令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が8万人、通算老齢年金・25年未満が11万人、障害年金が2万人、遺族給付が3万人の増加となっている。（表12、図8）

**表12 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	年金種別別			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成25年度	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323
28	34,094	14,964	13,302	419	5,409
29	35,060	15,207	13,948	427	5,478
30	35,296	15,409	13,896	438	5,554
令和元年度	35,432	15,390	13,972	452	5,618
2	35,815	15,530	14,147	468	5,670
3	35,878	15,615	14,047	486	5,730
4	35,981	15,639	14,065	503	5,774
5	36,225	15,724	14,171	523	5,807

**図8 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移（年度末現在）**



注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が3万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が3万人、旧法船員保険の老齢年金が1千人、旧法船員保険の通算老齢年金が1百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金・25年未満が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金の老齢相当が14万人、新法厚生年金保険の老齢厚生年金の通老相当・25年未満が14万人の増加となっている。（表13）

**表13 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成25年度	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82
28	14,964	13,302	516	412	12	2	14,166	12,809	270	79
29	15,207	13,948	442	350	10	2	14,504	13,521	251	75
30	15,409	13,896	374	292	8	1	14,794	13,532	232	71
令和元年度	15,390	13,972	315	241	7	1	14,854	13,664	214	67
2	15,530	14,147	263	197	6	1	15,064	13,886	196	63
3	15,615	14,047	216	158	5	1	15,216	13,829	179	59
4	15,639	14,065	171	122	4	0	15,304	13,887	161	55
5	15,724	14,171	136	95	3	0	15,440	14,024	145	51

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。
2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

## ② 受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,767万人で、その内訳を年金種別にみると、老齢年金が1,605万人、通算老齢年金・25年未満が1,472万人、障害年金が72万人、遺族給付が617万人となっている。（表14）

**表14 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	受給権者数			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成25年度	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678
28	36,257	15,688	14,202	605	5,762
29	37,179	15,900	14,832	616	5,832
30	37,347	16,087	14,723	629	5,907
令和元年度	37,355	15,987	14,754	643	5,970
2	37,684	16,100	14,901	659	6,024
3	37,685	16,180	14,740	677	6,087
4	37,488	15,997	14,660	695	6,137
5	37,671	16,055	14,725	717	6,174

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

### ③ 在職者にかかる老齢給付の状況

令和5年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、413万9千人となっており、前年度末に比べて12万9千人（3.2%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数は323万9千人となっており、前年度末に比べて16万人（5.2%）増加している。

令和5年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、404万人となっており、前年度末に比べて14万人（3.6%）増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給者数は322万9千人となっており、前年度末に比べて16万人（5.2%）増加している。（表15）

**表15 厚生年金保険（第1号） 在職者にかかる老齢給付状況の推移**

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)
2	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)
3	400.7 (286.7)	258.3 (198.4)	142.4 (88.4)	366.4 (285.3)	237.2 (197.7)	129.1 (87.6)
4	401.0 (307.9)	248.0 (210.4)	153.0 (97.5)	390.0 (306.8)	242.9 (210.0)	147.1 (96.9)
5	413.9 (323.9)	250.9 (219.2)	163.0 (104.7)	404.0 (322.9)	246.9 (218.7)	157.1 (104.1)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者  
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者  
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

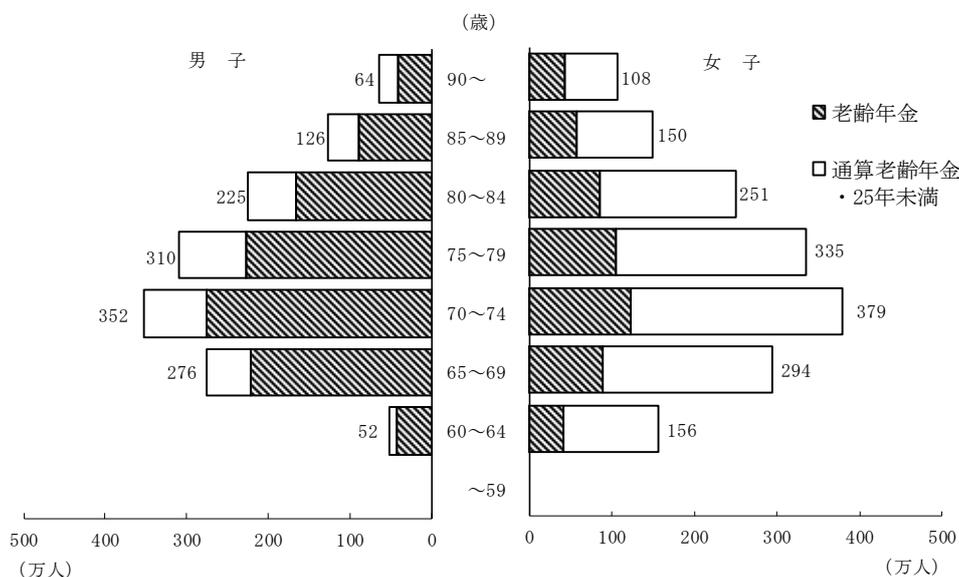
また、本表においては在職者に係る数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. ( ) 内の数値は、在職者に係る65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。

### ④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者3,078万人の年齢階級別分布は、男女共に70～74歳が最も多い（男子は352万人、女子は379万人）。（図9）

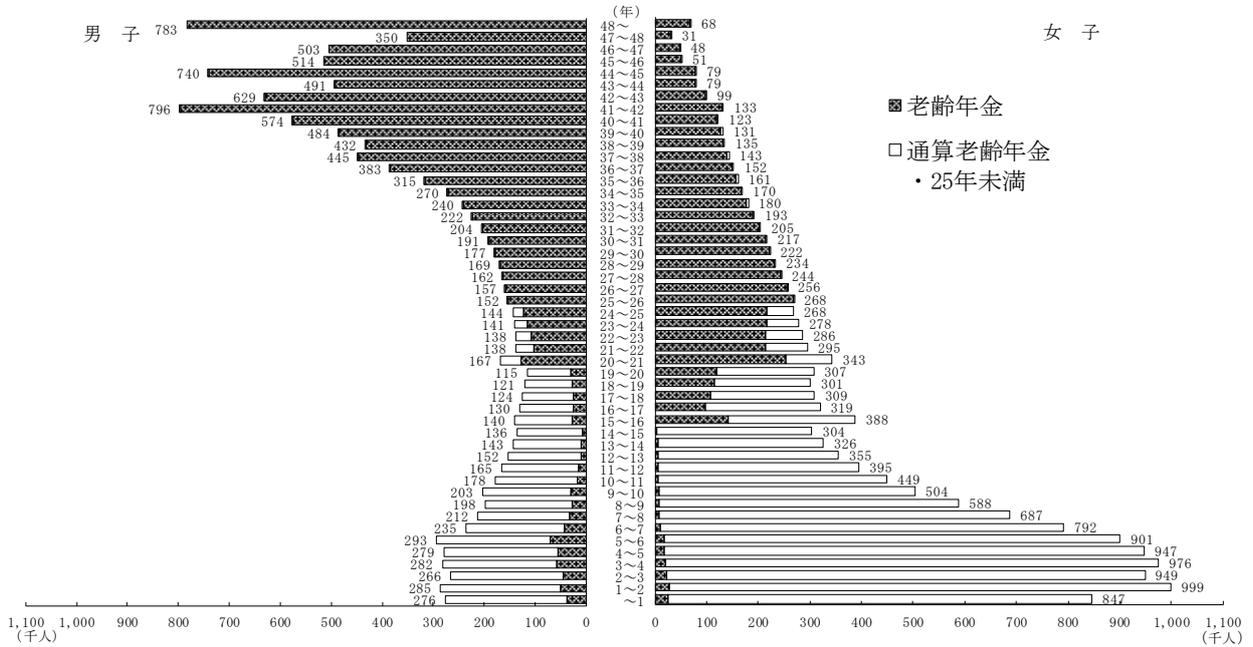
**図9 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和5年度末）**



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の被保険者期間別老齢給付受給権者数は、男子では41年以上42年未満が最も多く（80万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（100万人）になっている。（図10）

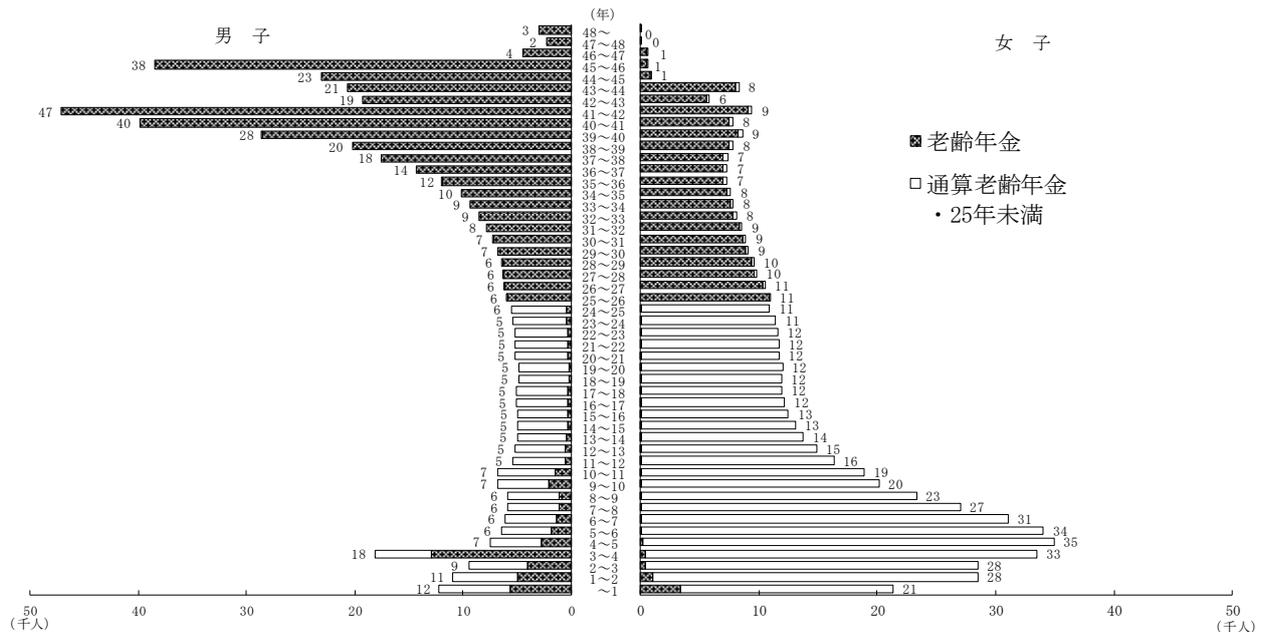
図10 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和5年度末）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。  
 注2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

令和5年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の被保険者期間別老齢給付受給権者数は、男子では41年以上42年未満が最も多く、女子では4年以上5年未満が最も多くなっている。（図11）

図11 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和5年度新規裁定）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。  
 注2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

## ⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

老齢厚生年金受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、令和5年度末現在で繰上げ受給率は0.9%、繰下げ受給率は1.6%となっている。（表16）

**表16 厚生年金保険（第1号）  
（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8
2	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0
3	27,722,776	155,968	0.6	27,244,571	98.3	322,237	1.2
4	28,045,102	206,757	0.7	27,463,864	97.9	374,481	1.3
5	28,391,040	259,815	0.9	27,686,047	97.5	445,178	1.6

- 注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。  
 注2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。  
 注3. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げの上限が5年から10年に引き上げられたが、令和5年度末の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）の受給権者のうち、5年超の繰下げをしている者は12,297人である。

年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰下げ受給率は上昇傾向にあり、令和5年度末現在で3.2%となっている。（表17）

**表17 厚生年金保険（第1号）  
（老齢厚生年金）70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5
2	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6
3	1,459,914	・	・	1,431,363	98.0	28,548	2.0
4	1,380,129	・	・	1,350,789	97.9	29,339	2.1
5	1,300,190	11,845	0.9	1,246,684	95.9	41,660	3.2

- 注1. 繰上げ・繰下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。  
 注2. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。  
 注3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は25兆7,560億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆1,796億円で年金総額の66.7%を占めており、通算老齢年金・25年未満が2兆5,463億円（年金総額の9.9%）、障害年金が3,521億円（同1.4%）、遺族年金が5兆6,747億円（同22.0%）、通算遺族年金が33億円（同0.0%）となっている。（表18）

表18 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（令和5年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	171,796	66.7	2,073	0.8	79	0.0	167,698	65.1	1,946	0.8
通算老齢年金・25年未満	25,463	9.9	370	0.1	1	0.0	24,986	9.7	106	0.0
障 害 年 金	3,521	1.4	276	0.1	16	0.0	3,212	1.2	18	0.0
遺 族 年 金	56,747	22.0	2,148	0.8	131	0.1	53,887	20.9	582	0.2
通 算 遺 族 年 金	33	0.0	31	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	257,560	100.0	4,898	1.9	227	0.1	249,783	97.0	2,652	1.0

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外の場合は「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。

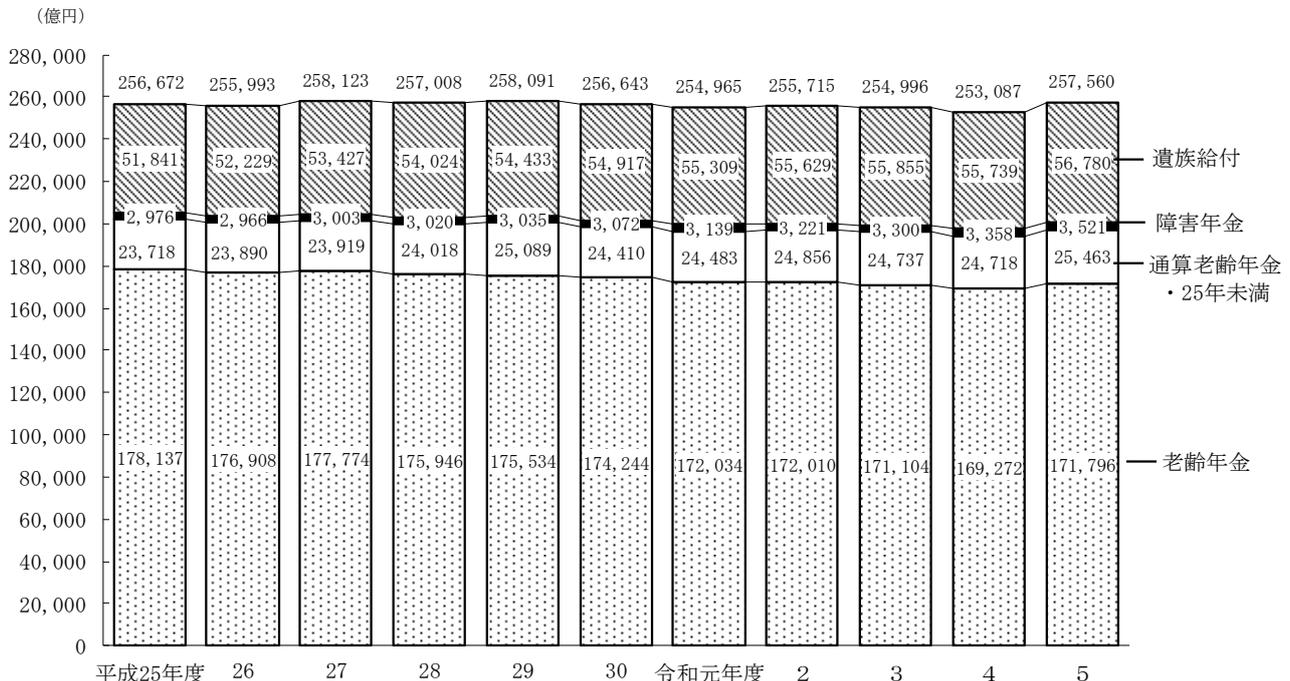
令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が2,524億円、通算老齢年金・25年未満が745億円、障害年金が163億円、遺族給付が1,041億円の増加となっている。（表19、図12）

表19 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金 ・25年未満		障害年金	遺族給付
平成25年度	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427
28	257,008	(245,827)	175,946	(165,869)	24,018	(22,914)	3,020	54,024
29	258,091	(248,916)	175,534	(167,485)	25,089	(23,964)	3,035	54,433
30	256,643	(248,790)	174,244	(167,493)	24,410	(23,308)	3,072	54,917
令和元年度	254,965	(247,103)	172,034	(165,326)	24,483	(23,330)	3,139	55,309
2	255,715	(247,670)	172,010	(165,192)	24,856	(23,629)	3,221	55,629
3	254,996	(246,953)	171,104	(164,313)	24,737	(23,485)	3,300	55,855
4	253,087	(244,899)	169,272	(162,391)	24,718	(23,411)	3,358	55,739
5	257,560	(249,210)	171,796	(164,835)	25,463	(24,073)	3,521	56,780

図12 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移（年度末現在）



- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. （ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が514億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が92億円、旧法船員保険の老齢年金が23億円、旧法船員保険の通算老齢年金が3千万円、旧共済組合の退職年金が244億円、通算退職年金・25年未満が10億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が3,306億円、新法厚生年金保険の通老相当・25年未満が846億円の増加となっている。（表20）

**表20 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移**

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金・25年未満	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当・25年未満	退職年金	通算退職年金・25年未満
平成25年度	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
26	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202
28	175,946 (165,869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162,737 (152,736)	22,265 (21,178)	4,266	189
29	175,534 (167,485)	25,089 (23,964)	7,256 (7,205)	1,317 (1,305)	292	6	164,106 (156,108)	23,591 (22,477)	3,880	176
30	174,244 (167,493)	24,410 (23,308)	6,050 (6,013)	1,097 (1,088)	243	4	164,443 (157,728)	23,146 (22,052)	3,508	163
令和元年度	172,034 (165,326)	24,483 (23,330)	5,024 (4,994)	907 (900)	203	3	163,646 (156,967)	23,422 (22,275)	3,161	151
2	172,010 (165,192)	24,856 (23,629)	4,136 (4,111)	742 (736)	167	3	164,862 (158,069)	23,971 (22,750)	2,845	140
3	171,104 (164,313)	24,737 (23,485)	3,330 (3,310)	597 (592)	135	2	165,115 (158,344)	24,010 (22,763)	2,524	128
4	169,272 (162,391)	24,718 (23,411)	2,587 (2,572)	461 (457)	102	1	164,392 (157,527)	24,140 (22,836)	2,190	115
5	171,796 (164,835)	25,463 (24,073)	2,073 (2,061)	370 (366)	79	1	167,698 (160,750)	24,986 (23,600)	1,946	106

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. （ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

## ② 平均年金月額

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万7千円、通算老齢年金・25年未満が6万5千円となっている。（表21）

**表21 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移**

（年度末現在、単位：円）

年度	老齢年金	（再掲）基礎		通算老齢年金・25年未満	障害年金	遺族年金
		または定額あり	及び定額なし			
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285
2	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947
3	145,665	150,548	68,618	63,308	102,368	82,371
4	144,982	149,216	69,612	63,538	101,456	81,540
5	147,360	151,312	72,189	65,102	102,691	82,569

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成25年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分については、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳、令和元年度に63歳、令和4年度に64歳に引き上げられた。そのため、令和元年度から令和3年度の60～62歳、令和4年度から令和5年度の60～63歳では、繰上げを選択した者及び坑内員・船員のみとなっていることから、老齢年金受給権者数が少なくなっている。

また、坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳に引き上げられたため、令和元年度から令和2年度の60歳、令和3年度から令和5年度の60・61歳では、繰上げを選択した者のみとなっていることから、更に老齢年金受給権者数が少なくなっている。その結果として、令和元年度から令和2年度における61・62歳、令和3年度における62歳、令和4年度から令和5年度の62・63歳において、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者の割合が高くなっていることにより、平均年金月額が高くなっている。（表22）

**表22 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）**

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0
2	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8
3	0.4	0.9	1.6	34.3	41.0	1,004.6
4	0.7	1.2	1.7	2.3	43.7	1,010.4
5	0.8	1.5	1.9	2.3	35.1	1,018.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305
2	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391
3	88,303	96,213	108,082	90,564	90,843	169,006
4	96,583	92,895	106,853	112,992	90,609	167,388
5	98,221	102,329	103,769	114,346	94,182	169,484

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成30年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、令和元年度から令和2年度の60歳、令和3年度から令和5年度の60・61歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。（表23）

**表23 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）**

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6
2	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2
3	0.1	0.2	12.9	14.9	14.7	492.5
4	0.1	0.2	11.7	13.4	16.2	498.0
5	0.1	0.3	11.9	14.3	15.4	503.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813
2	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205
3	80,556	83,785	55,371	51,206	49,182	109,261
4	84,623	83,049	55,477	56,063	49,763	109,165
5	86,038	88,522	56,643	57,447	53,346	111,479

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者数は1,605万人であり、前年度末と比べると、受給権者数は6万人増加している。平均年金月額額は14万6千円で前年度末と同水準となっている。（表24）

表24 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額額の推移

(年度末現在)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額	受給権 者数	平均年金 月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成25年度	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169
28	15,688	146 (140)	516	139 (138)	12	240	14,887	145 (139)	273	168
29	15,900	145 (140)	443	137 (136)	10	241	15,194	145 (140)	253	166
30	16,087	144 (140)	375	135 (134)	8	241	15,470	144 (140)	234	165
令和元年度	15,987	144 (141)	316	133 (132)	7	241	15,448	144 (140)	216	163
2	16,100	144 (141)	263	131 (130)	6	241	15,632	144 (141)	199	162
3	16,180	144 (140)	216	129 (128)	5	242	15,779	144 (140)	181	160
4	15,997	144 (140)	171	126 (125)	4	241	15,659	144 (140)	163	157
5	16,055	146 (143)	137	127 (126)	3	244	15,769	146 (143)	147	158

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金保険の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。

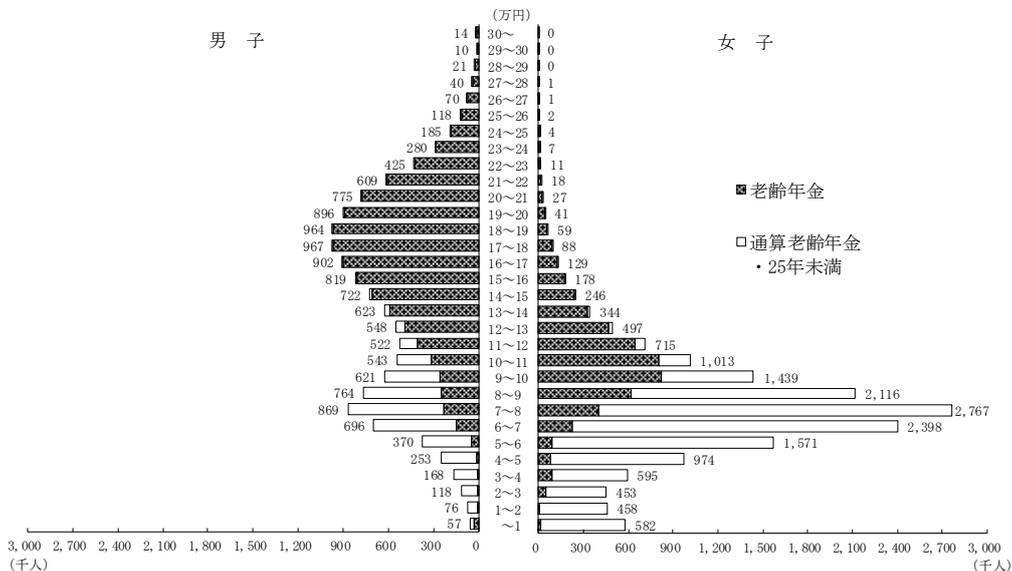
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

5. ( ) 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

### ③ 年金月額階級別受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図13である。男子は、通算老齢年金・25年未満を中心とした7～8万円をピークとする山と、老齢年金を中心とした17～18万円をピークとする山に分かれているが、女子では通算老齢年金・25年未満を中心とした7～8万円がピークとなっている。（図13）

図13 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（令和5年度末）



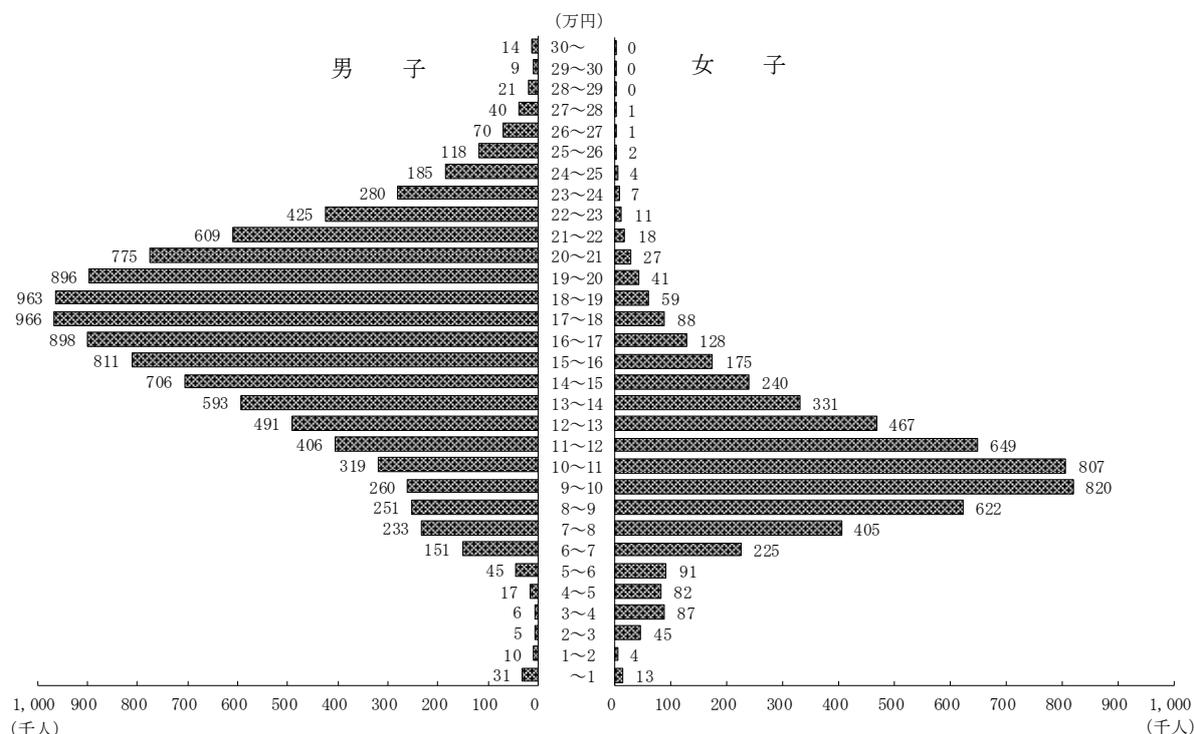
注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和5年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男子は、15～20万円が男子全体の42.8%を占めており、より詳細にみると17～18万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が39.7%、10～15万円が45.7%とそれぞれ半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。（表25、図14）

**表25 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和5年度末）**

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	16,055	100.0	10,602	100.0	5,453	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	300	1.9	68	0.6	232	4.3
5 ～ 10	3,103	19.3	940	8.9	2,163	39.7
10 ～ 15	5,008	31.2	2,514	23.7	2,494	45.7
15 ～ 20	5,026	31.3	4,534	42.8	492	9.0
20 ～ 25	2,340	14.6	2,273	21.4	67	1.2
25 ～ 30	263	1.6	258	2.4	5	0.1
30 ～	14	0.1	14	0.1	0	0.0
平均年金月額（円）	146,429		166,606		107,200	

**図14 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和5年度末）**



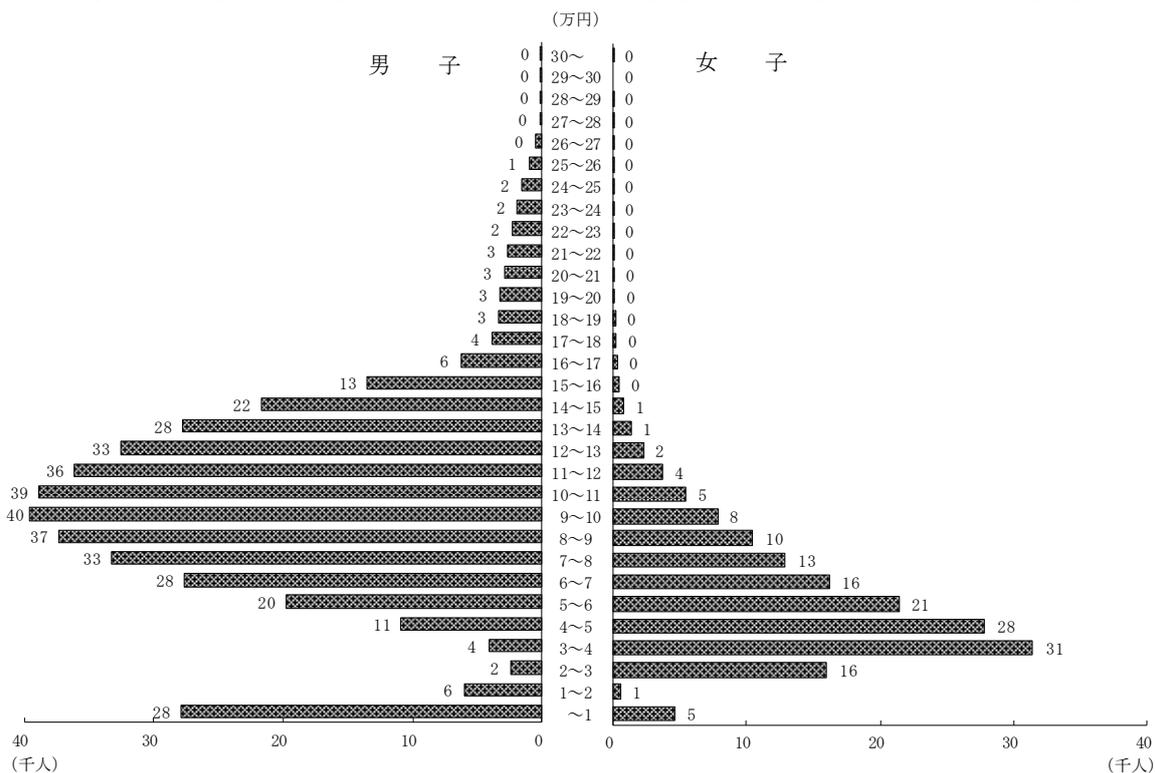
注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。  
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。  
 3. 本表においては、  
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること  
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

令和5年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布において、男子は、5～10万円が38.5%、10～15万円が38.4%とそれぞれ4割弱を占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が48.9%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとする山型となっている。（表26、図15）

**表26 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和5年度新規裁定）**

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	574	100.0	409	100.0	165	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	132	23.0	51	12.5	80	48.9
5 ～ 10	226	39.5	158	38.5	69	41.8
10 ～ 15	171	29.8	157	38.4	14	8.3
15 ～ 20	32	5.5	30	7.4	1	0.9
20 ～ 25	11	2.0	11	2.8	0	0.1
25 ～ 30	2	0.3	2	0.4	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	86,984		98,829		57,540	

**図15 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和5年度新規裁定）**



注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。  
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。  
 3. 本表においては、  
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること  
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

#### ④ 雇用保険

令和5年度末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号)の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は8万人となっている。(表27)

表27 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】			(年度末現在)						
年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
令和元年度	30,402	17,918	12,484	17,891,272	15,533,381	2,357,891	49,041	72,243	15,739
2	39,623	22,992	16,631	23,192,102	20,005,555	3,186,547	48,777	72,509	15,967
3	31,337	19,226	12,111	20,102,403	17,738,251	2,364,152	53,458	76,885	16,267
4	21,886	11,800	10,086	11,651,291	9,776,090	1,875,200	44,364	69,040	15,493
5	21,718	11,718	10,000	11,812,876	9,891,091	1,921,785	45,327	70,341	16,015

【高年齢雇用継続給付】			(年度末現在)						
年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
令和元年度	187,445	179,731	7,714	24,763,945	24,073,330	690,614	11,009	11,162	7,461
2	160,592	152,516	8,076	21,104,082	20,355,184	748,897	10,951	11,122	7,728
3	151,968	145,609	6,359	19,985,950	19,400,391	585,559	10,960	11,103	7,674
4	106,855	101,543	5,312	14,043,357	13,538,916	504,441	10,952	11,111	7,914
5	80,494	75,709	4,785	10,411,038	9,939,671	471,367	10,778	10,941	8,209

## ⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

令和5年度における厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数は、3万3千件で、前年度と比べ3百件減少している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は1万1千件で、前年度と比べ17件減少している。（表28）

表28 厚生年金保険（第1号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

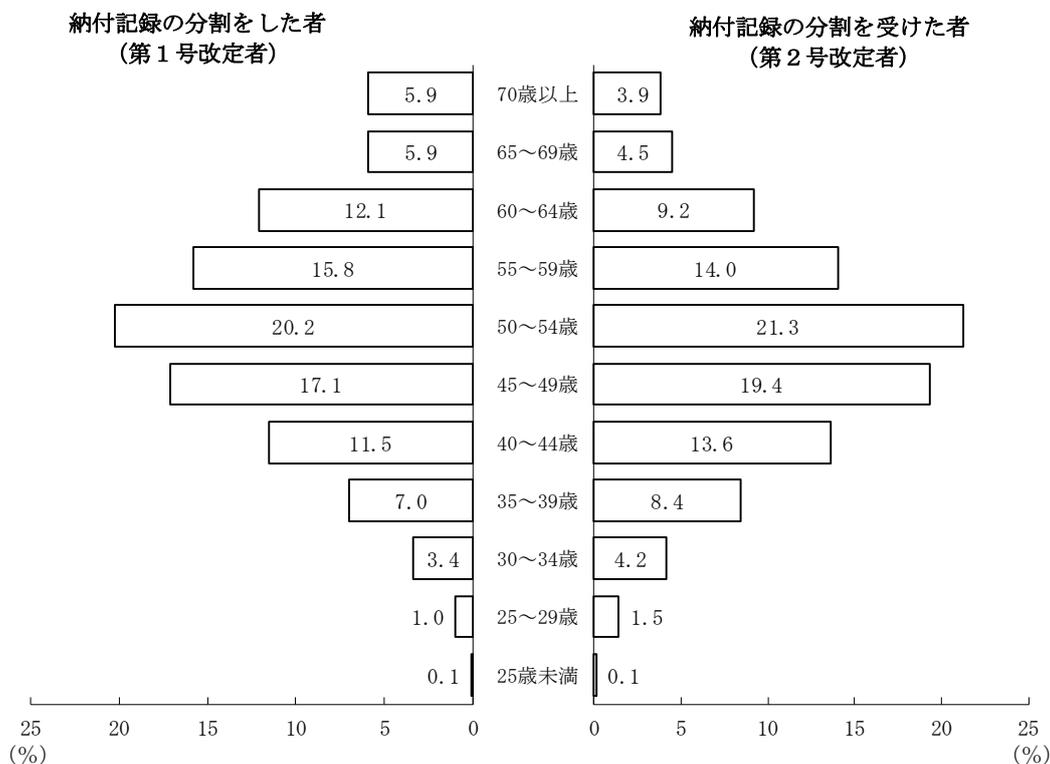
	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
令和元年度	29,391	21,485	7,906
2	29,781	20,695	9,086
3	34,135	23,359	10,776
4	32,927	21,893	11,034
5	32,642	21,625	11,017

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数は、各年度内において、離婚分割（3号分割）に係る標準報酬改定処理がされた、被保険者記録に係る数値を計上しており、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。  
 注4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

### <離婚分割に係る状況>

令和5年度における離婚分割者の年齢構成別にみると納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）共に50～54歳の割合が最も高くなっている。（図16）

図16 厚生年金保険（第1号） 離婚分割者の年齢構成（令和5年度）



令和5年度における離婚分割の分割対象期間別件数をみると20～25年の割合が20.2%と最も高くなっている。(表29)

**表29 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移**

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未滿～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
令和元年度	2.9	7.9	14.6	18.6	19.7	16.0	9.0	5.6	5.8
2	3.2	8.2	14.0	19.2	20.1	16.3	8.9	5.1	5.1
3	3.3	8.6	12.3	19.4	20.2	16.8	9.3	5.0	5.1
4	3.4	8.7	11.2	17.1	20.7	17.8	9.7	5.7	5.8
5	3.3	9.0	10.4	16.8	20.2	17.7	10.4	6.1	6.1

注. 3号分割に係る期間を含まない。

令和5年度における離婚分割の按分割合別件数割合をみると、按分割合50%の件数割合は97.9%と離婚分割件数のほとんどを占めている。(表30)

**表30 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 按分割合別件数割合の推移**

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未滿～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
令和元年度	0.0	0.0	0.3	0.7	1.2	97.8
2	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	97.8
3	0.0	0.0	0.2	0.6	1.2	98.0
4	0.0	0.0	0.2	0.6	1.4	97.9
5	0.0	0.0	0.2	0.6	1.3	97.9

注. 3号分割に係る期間を含まない。

令和5年度における受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額は、第1号改定者においては改定前15万4千円、改定後12万3千円、第2号改定者においては改定前5万8千円、改定後9万1千円となっており、変動差は第1号改定者においては3万1千円、第2号改定者においては3万3千円となっている。(表31)

**表31 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移**

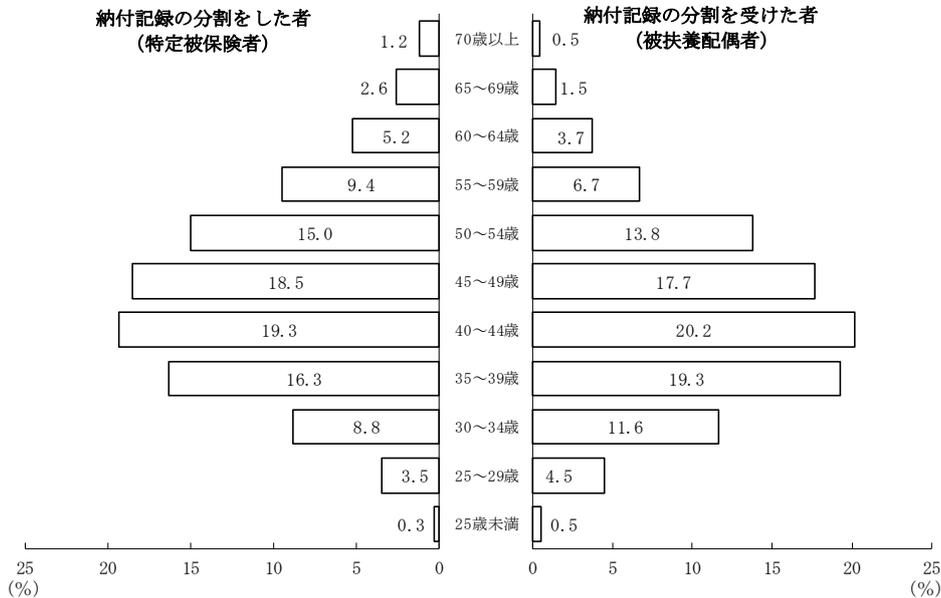
	第1号改定者			第2号改定者		
	平均年金月額(円)			平均年金月額(円)		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和元年度	143,162	114,025	△ 29,137	53,405	84,056	30,651
2	145,061	115,963	△ 29,098	51,585	82,358	30,774
3	144,951	115,492	△ 29,459	54,281	85,394	31,112
4	146,961	115,363	△ 31,598	55,215	87,949	32,734
5	154,497	123,011	△ 31,486	57,979	91,081	33,102

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。  
 2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。  
 3. 各年度内において、離婚分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者(ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。)に係る数値を計上している。  
 4. この表において、改定前とは離婚分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは離婚分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、離婚分割額改定処理以外の額改定も含む。

＜3号分割のみの年金分割に係る状況＞

令和5年度における3号分割のみ改定者の年齢構成をみると納付記録の分割をした者（特定被保険者）、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）共に40～44歳の割合が最も高くなっている。（図17）

図17 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ改定者の年齢構成（令和5年度）



令和5年度における3号分割のみの分割対象期間別件数をみると13～14年（8.4%）の割合が最も高くなっている。（表32）

表32 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

（単位：%）

	分割対象期間															
	以上 未満～1年	1年 ～2年	2年 ～3年	3年 ～4年	4年 ～5年	5年 ～6年	6年 ～7年	7年 ～8年	8年 ～9年	9年 ～10年	10年 ～11年	11年 ～12年	12年 ～13年	13年 ～14年	14年 ～15年	15年 ～16年
令和元年度	2.9	5.3	7.3	7.9	8.5	8.6	8.7	9.4	10.3	13.8	10.9	6.4	・	・	・	・
2	2.9	5.4	6.4	7.3	7.8	8.1	8.8	8.2	8.5	8.9	12.7	9.1	5.8	・	・	・
3	2.6	5.1	6.2	6.8	7.0	7.1	8.0	8.2	8.3	7.5	8.3	11.3	8.6	4.9	・	・
4	2.8	4.6	5.5	7.0	7.2	7.2	7.4	7.0	7.2	7.6	7.3	7.3	9.8	7.5	4.7	・
5	2.8	4.4	5.2	5.7	6.2	7.0	6.9	7.0	7.5	7.2	7.0	6.9	7.0	8.4	7.0	3.9

令和5年度における受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等をみると男子は改定前14万5千円、改定後13万8千円、女子は改定前4万5千円、改定後5万3千円となっている。（表33）

表33 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子			女子		
	平均年金月額（円）			平均年金月額（円）		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和元年	131,592	125,542	△ 6,049	37,159	42,248	5,089
2	136,494	131,163	△ 5,330	40,945	46,895	5,950
3	138,108	131,547	△ 6,561	41,197	47,196	6,000
4	139,271	131,139	△ 8,132	44,555	51,793	7,238
5	144,871	137,799	△ 7,071	45,420	53,199	7,779

注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。  
 2. 各年度内において、3号分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者（ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。）に係る数値を計上している。  
 3. この表において、改定前とは3号分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは3号分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、3号分割額改定処理以外の額改定も含む。

### 3. 国民年金

#### (1) 適用（第1号被保険者及び第3号被保険者）

##### ① 被保険者数

令和5年度末の第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は1,387万人（男子731万人、女子656万人）、第3号被保険者は686万人（男子13万人、女子673万人）となっている。

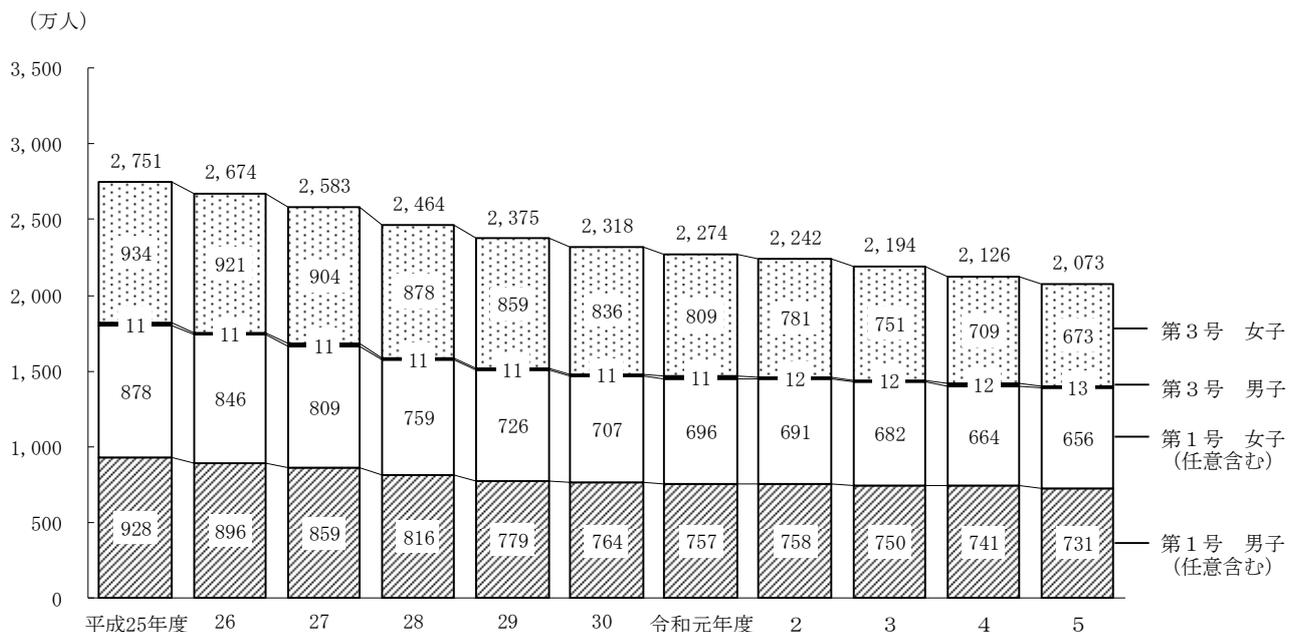
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は18万人、第3号被保険者は36万人の減少となっている。（表34、図18）

表34 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）									第3号被保険者		
	第1号被保険者			任意加入被保険者								
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成25年度	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043
28	15,754	8,165	7,589	15,540	8,089	7,451	214	76	139	8,890	109	8,781
29	15,052	7,793	7,259	14,857	7,724	7,133	195	69	126	8,701	110	8,592
30	14,711	7,638	7,073	14,517	7,569	6,948	194	69	124	8,467	112	8,356
令和元年度	14,533	7,568	6,965	14,343	7,502	6,841	190	67	123	8,203	114	8,089
2	14,495	7,580	6,914	14,308	7,513	6,795	187	67	120	7,930	118	7,812
3	14,312	7,496	6,816	14,121	7,425	6,696	191	71	120	7,627	118	7,508
4	14,047	7,405	6,642	13,849	7,330	6,519	198	76	122	7,212	123	7,088
5	13,871	7,307	6,564	13,665	7,226	6,439	206	81	126	6,856	129	6,728

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



令和5年度末における全額免除・猶予者数は596万人（法定免除者数145万人、申請全額免除者数233万人、学生納付特例者数160万人、納付猶予者数58万人）となっている。

また、一部免除者数は32万人、産前産後免除者数は9千人となっている。（表35）

**表35 国民年金 保険料全額免除・猶予者数、一部免除者数の推移**

（年度末現在）

年 度	全額免除・猶予者数（千人）					全額免除・猶予割合（％）					一部免除者数（千人）					産前 産後 免除者 （千人）
	合 計	法定 免除者	申請 全額 免除者	学生 納付 特例者	納付 猶予者	合 計	法定 免除率	申請 全額 免除率	学生 納付 特例率	納付 猶予率	合 計	一部 免除割合 （％）	申請 3/4 免除者	申請 半額 免除者	申請 1/4 免除者	
平成25年度	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95	・
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103	・
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72	・
28	5,830	1,347	2,211	1,757	514	37.5	8.7	14.2	11.3	3.3	432	2.8	220	139	73	・
29	5,744	1,343	2,107	1,760	534	38.7	9.0	14.2	11.8	3.6	409	2.8	207	132	70	・
30	5,741	1,351	2,050	1,788	552	39.5	9.3	14.1	12.3	3.8	397	2.7	200	128	69	・
令和元年度	5,828	1,361	2,120	1,796	551	40.6	9.5	14.8	12.5	3.8	406	2.8	204	131	71	12
2	6,089	1,387	2,355	1,766	581	42.6	9.7	16.5	12.3	4.1	359	2.5	185	113	61	9
3	6,124	1,408	2,415	1,706	594	43.4	10.0	17.1	12.1	4.2	355	2.5	177	114	64	9
4	6,065	1,432	2,395	1,656	582	43.8	10.3	17.3	12.0	4.2	329	2.4	165	105	59	8
5	5,959	1,454	2,331	1,595	578	43.6	10.6	17.1	11.7	4.2	321	2.3	158	102	60	9

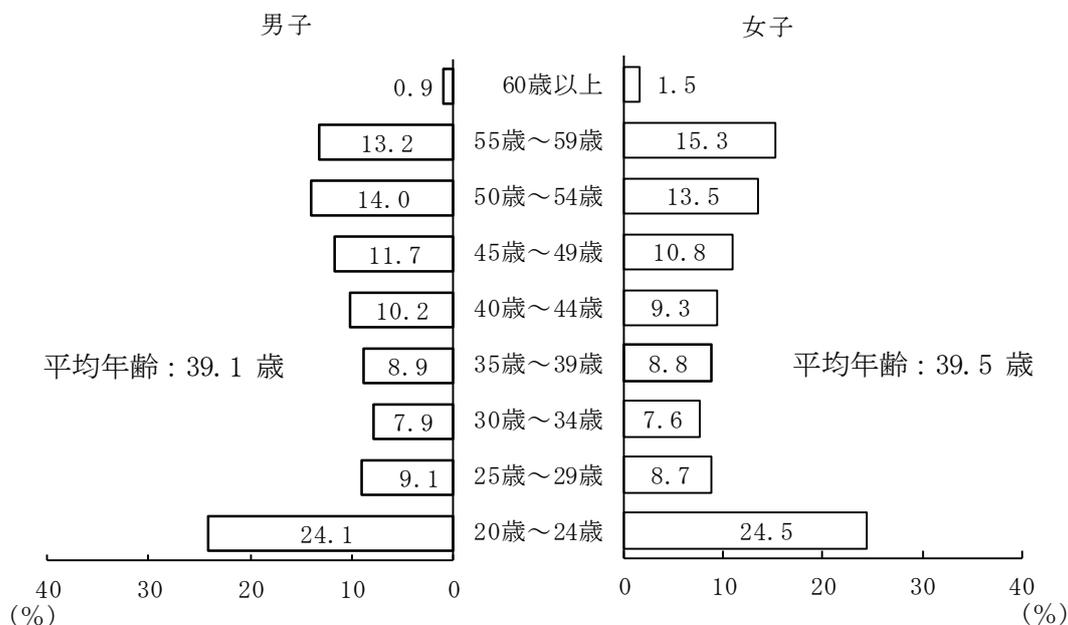
注1. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（％）である。

2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

## ② 年齢構成

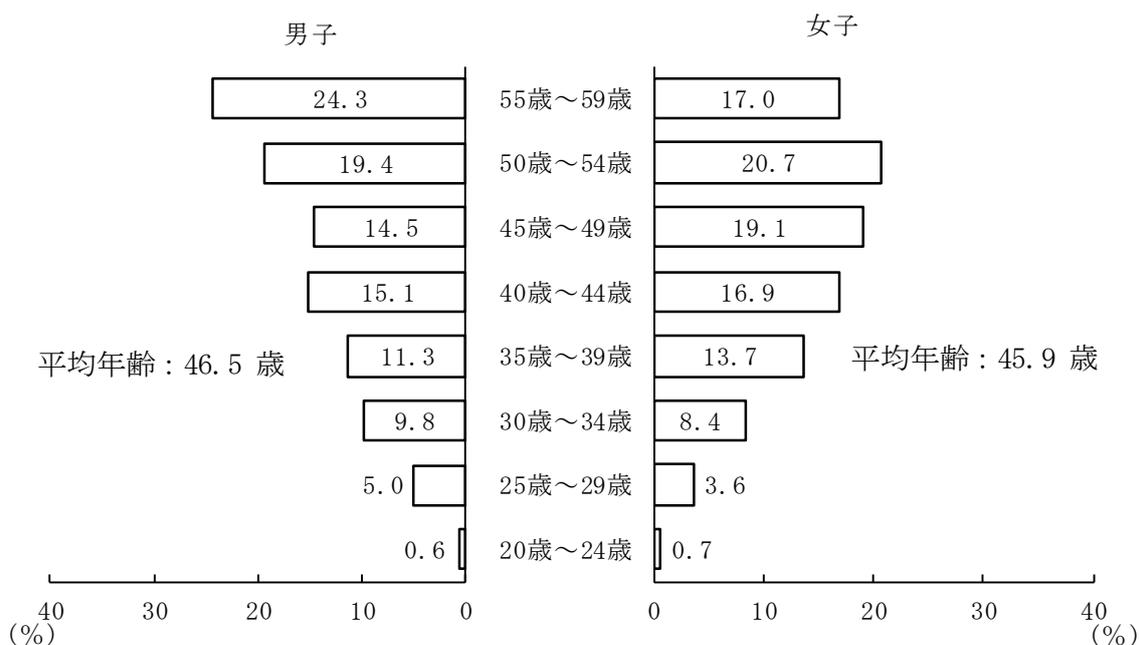
令和5年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は50～54歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。（図19）また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は50～54歳の割合が高くなっている。（図20）第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.1歳、女子は39.5歳となっている。（図19）

図19 国民年金 第1号被保険者の年齢構成（令和5年度末）



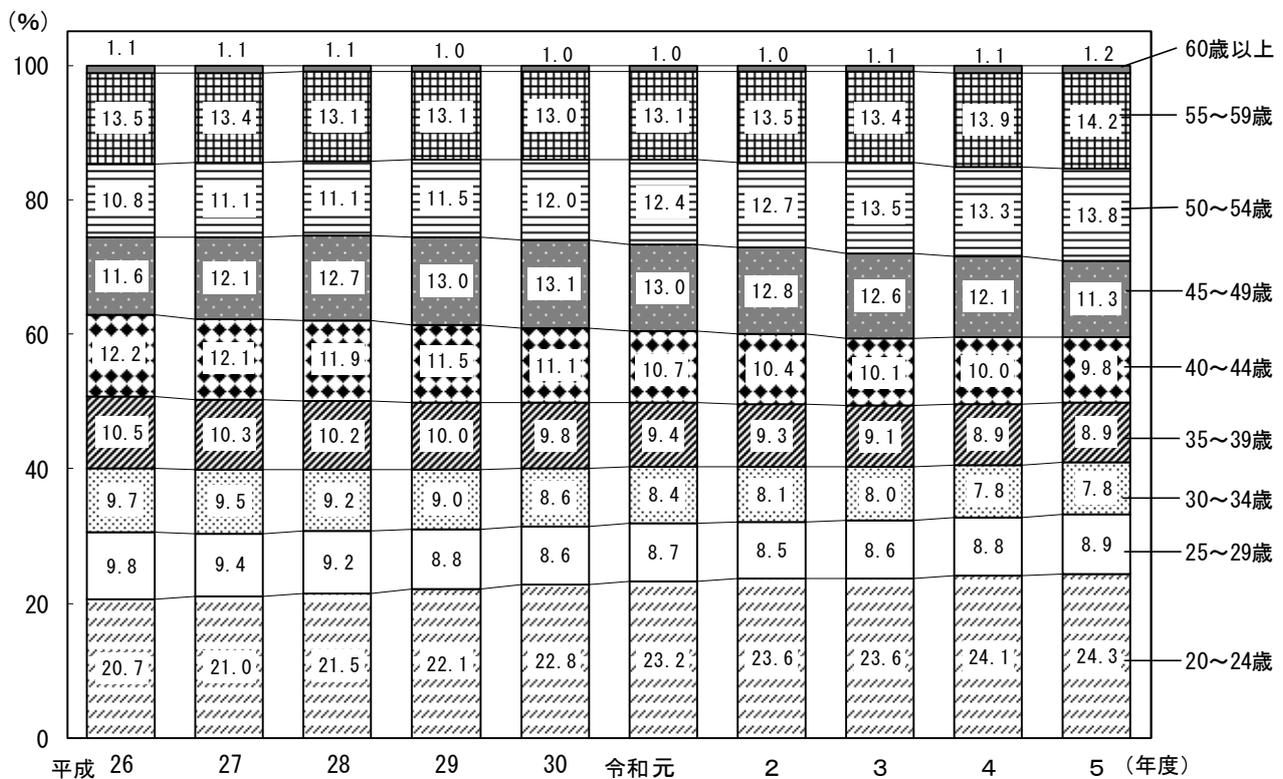
注. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

図20 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（令和5年度末）



令和5年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が24.3%と最も大きく、次に55～59歳が14.2%となっている。（図21）

図21 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



平均年齢（歳）

39.3 39.3 39.3 39.2 39.2 39.2 39.3 39.4 39.3 39.3

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

(2) 受給(権)者数

① 受給者数

令和5年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給者数は3,626万人となっており、前年度末と比べると9万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が3,306万人(受給者数の91.2%)、通算老齢年金・25年未満が93万人(同2.6%)、障害年金が218万人(同6.0%)、遺族年金が9万人(同0.2%)となっており、前年度末と比較すると、障害年金が5万人、老齢年金・25年以上が4万人、通算老齢年金・25年未満が6千人の増加、遺族年金が1千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金・25年未満に計上している。(表36、表37)

<旧法拠出制>

令和5年度末における旧法拠出制年金の受給者数は36万人で、この内訳は、老齢年金が20万人(旧法拠出制年金受給者数の53.9%)、通算老齢年金が13万人(同37.0%)、障害年金が3万人(同7.4%)、遺族年金(新法における寡婦年金も計上)が6千人(同1.7%)となっている。(表36)

<基礎年金>

令和5年度末における基礎年金の受給者数は3,589万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,366万人(基礎年金受給者数の93.8%)、障害基礎年金が215万人(同6.0%)、遺族基礎年金が8万人(同0.2%)となっている。(表36、表37)

表36 国民年金 受給者数(令和5年度末)

	合 計		(再掲)基礎のみ・旧国年		(再掲)基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	33,057	91.2	5,803	73.3	4,662	69.5	196	53.9	32,861	91.6
5 年 年 金 以 外	33,045	91.1	5,791	73.2	4,650	69.3	184	50.6	32,861	91.6
繰 上	3,477	9.6	1,452	18.4	1,400	20.9	114	31.4	3,362	9.4
本 来	28,835	79.5	4,215	53.3	3,154	47.0	69	19.1	28,766	80.1
繰 下	733	2.0	124	1.6	96	1.4	1	0.1	733	2.0
5 年 年 金	12	0.0	12	0.1	12	0.2	12	3.2	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	931	2.6	265	3.4	263	3.9	135	37.0	796	2.2
繰 上	78	0.2	50	0.6	50	0.7	45	12.4	33	0.1
本 来	827	2.3	210	2.7	208	3.1	89	24.6	737	2.1
繰 下	25	0.1	5	0.1	5	0.1	・	・	25	0.1
障 害 年 金	2,180	6.0	1,806	22.8	1,757	26.2	27	7.4	2,153	6.0
遺 族 年 金	88	0.2	37	0.5	31	0.5	6	1.7	82	0.2
合 計	36,255	100.0	7,911	100.0	6,712	100.0	364	100.0	35,891	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表37 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成25年度	31,397	29,289	28,690	27,463	799	・	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	・	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	・	1,858	1,802	103	90
28	33,858	32,487	31,324	30,557	540	・	1,893	1,841	101	89
29	34,839	33,672	31,898	31,254	918	453	1,924	1,877	98	88
30	35,294	34,312	32,304	31,769	936	543	1,957	1,914	96	86
令和元年度	35,645	34,823	32,623	32,179	935	605	1,994	1,954	94	85
2	35,961	35,280	32,904	32,540	928	656	2,037	2,001	91	83
3	36,142	35,582	33,039	32,740	924	704	2,089	2,055	90	83
4	36,164	35,717	33,021	32,782	925	753	2,130	2,100	89	82
5	36,255	35,891	33,057	32,861	931	796	2,180	2,153	88	82

## ② 受給権者数

令和5年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,691万人となっており、前年度末と比べると9万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が3,346万人（受給権者の90.6%）、通算老齢年金・25年未満が94万人（同2.5%）、障害年金が229万人（同6.2%）、遺族年金が22万人（同0.6%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金・25年以上は4万人、通算老齢年金・25年未満は6千人、障害年金は5万人の増加となっているが、遺族年金は2千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給権者を通算老齢年金・25年未満に計上している。（表38、表39）

### <旧法抛出处>

令和5年度末における旧法抛出处年金の受給権者数は39万人で、この内訳は、老齢年金が22万人（旧法抛出处年金受給権者数の54.6%）、通算老齢年金が14万人（同34.5%）、障害年金が3万人（同7.4%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が1万人（同3.5%）となっている。

（表38）

### <基礎年金>

令和5年度末における基礎年金の受給権者数は3,652万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,405万人（基礎年金受給権者数の93.2%）、障害基礎年金が226万人（同6.2%）、遺族基礎年金が21万人（同0.6%）となっている。（表38、表39）

表38 国民年金 受給権者数（令和5年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ ・旧国年		(再掲) 基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	33,456	90.6	5,871	72.4	4,719	68.5	215	54.6	33,241	91.0
5 年 年 金 以 外	33,442	90.6	5,857	72.2	4,705	68.3	201	51.1	33,241	91.0
繰 上 げ	3,488	9.4	1,461	18.0	1,409	20.4	123	31.1	3,365	9.2
本 来	29,221	79.2	4,272	52.7	3,200	46.5	78	19.9	29,143	79.8
繰 下 げ	733	2.0	124	1.5	96	1.4	1	0.1	733	2.0
5 年 年 金	14	0.0	14	0.2	14	0.2	14	3.5	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	941	2.5	268	3.3	266	3.9	136	34.5	805	2.2
繰 上 げ	79	0.2	51	0.6	51	0.7	46	11.7	33	0.1
本 来	837	2.3	212	2.6	210	3.1	90	22.8	747	2.0
繰 下 げ	25	0.1	5	0.1	5	0.1	・	・	25	0.1
障 害 年 金	2,292	6.2	1,893	23.3	1,839	26.7	29	7.4	2,263	6.2
遺 族 年 金	221	0.6	81	1.0	65	0.9	14	3.5	207	0.6
合 計	36,910	100.0	8,113	100.0	6,888	100.0	394	100.0	36,516	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

表39 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	
平成25年度	31,964	29,809	28,968	27,714	802	・	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	・	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	・	1,991	1,931	252	229
28	34,470	33,064	31,657	30,868	542	・	2,025	1,969	247	227
29	35,469	34,268	32,247	31,582	927	460	2,056	2,005	239	221
30	35,933	34,918	32,664	32,108	945	550	2,088	2,042	235	218
令和元年度	36,287	35,433	32,992	32,528	944	613	2,121	2,078	230	214
2	36,604	35,892	33,282	32,898	938	664	2,158	2,119	226	211
3	36,791	36,200	33,429	33,111	934	713	2,204	2,168	224	209
4	36,818	36,340	33,416	33,157	935	762	2,245	2,213	223	208
5	36,910	36,516	33,456	33,241	941	805	2,292	2,263	221	207

③ 国民年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

国民年金（5年年金を除く）の受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰上げ受給率は低下傾向にある一方で、繰下げ受給率は上昇傾向にある。

令和5年度末現在の基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ受給率は24.5%、繰下げ受給率は2.2%となっている。（表40）

表40 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6
3	34,349,567	3,843,930	11.2	29,893,798	87.0	611,839	1.8
4	34,336,782	3,693,670	10.8	29,970,646	87.3	672,466	2.0
5	34,383,175	3,566,736	10.4	30,057,860	87.4	758,579	2.2
	(再掲) 基礎のみ・ 旧国年						
		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6
2	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7
3	6,459,154	1,740,807	27.0	4,599,981	71.2	118,366	1.8
4	6,214,587	1,594,806	25.7	4,497,865	72.4	121,916	2.0
5	5,988,798	1,465,488	24.5	4,394,134	73.4	129,176	2.2

- 注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。
- 注2. 「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。
- 注3. 令和2年年金制度改革法により、令和4年4月以降、繰下げの上限が5年から10年に引き上げられたが、令和5年度末の老齢基礎年金受給権者（基礎のみ）のうち、5年超の繰下げをしている者は2,224人である。

年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ受給率は低下傾向にある一方で、繰下げ受給率は上昇傾向にある。

令和5年度末現在で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ受給率は11.5%、繰下げ受給率は4.6%となっている。(表41)

**表41 国民年金（老齢基礎年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
2	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
3	1,628,983	139,510	8.6	1,448,360	88.9	41,113	2.5
4	1,535,172	128,066	8.3	1,364,238	88.9	42,868	2.8
5	1,443,410	105,298	7.3	1,277,354	88.5	60,758	4.2

	(再掲) 基礎のみ	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2
2	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6
3	171,771	27,289	15.9	139,229	81.1	5,253	3.1
4	162,463	23,066	14.2	134,093	82.5	5,304	3.3
5	153,843	17,715	11.5	129,003	83.9	7,125	4.6

- 注1. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳(65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年)に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。
- 注2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

**(参考) 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移(新規裁定)**

(単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	316,249	47,519	15.0	256,084	81.0	12,646	4.0
2	300,818	50,720	16.9	232,797	77.4	17,301	5.8
3	300,803	47,093	15.7	236,025	78.5	17,685	5.9
4	307,224	70,181	22.8	217,855	70.9	19,188	6.2
5	306,573	75,117	24.5	201,994	65.9	29,462	9.6

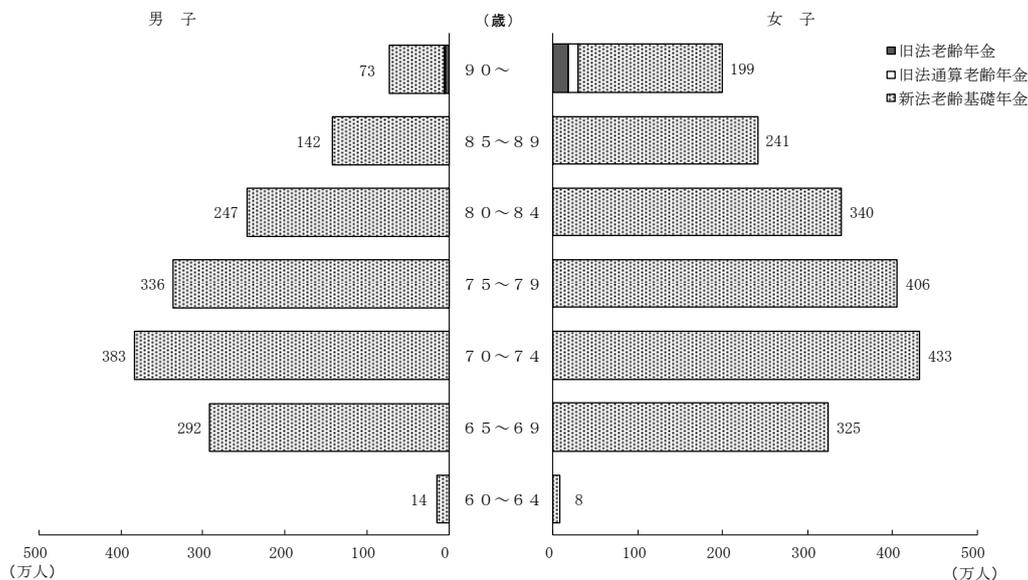
	(再掲) 基礎のみ ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	149,563	9,164	6.1	133,512	89.3	6,887	4.6
2	140,253	7,704	5.5	123,935	88.4	8,614	6.1
3	135,856	6,407	4.7	120,836	88.9	8,613	6.3
4	126,784	7,279	5.7	110,902	87.5	8,603	6.8
5	120,916	6,893	5.7	102,024	84.4	11,999	9.9

- 注1. 旧法老齢年金(5年年金を除く)・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。
- 注2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金(5年年金を除く)の受給権者を対象としている。

#### ④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和5年度末の国民年金の老齢給付(旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ)の受給権者数は3,440万人(男子1,487万人、女子1,953万人)である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女共に70~74歳が最も多く、それぞれ383万人、433万人となっている。(図22)

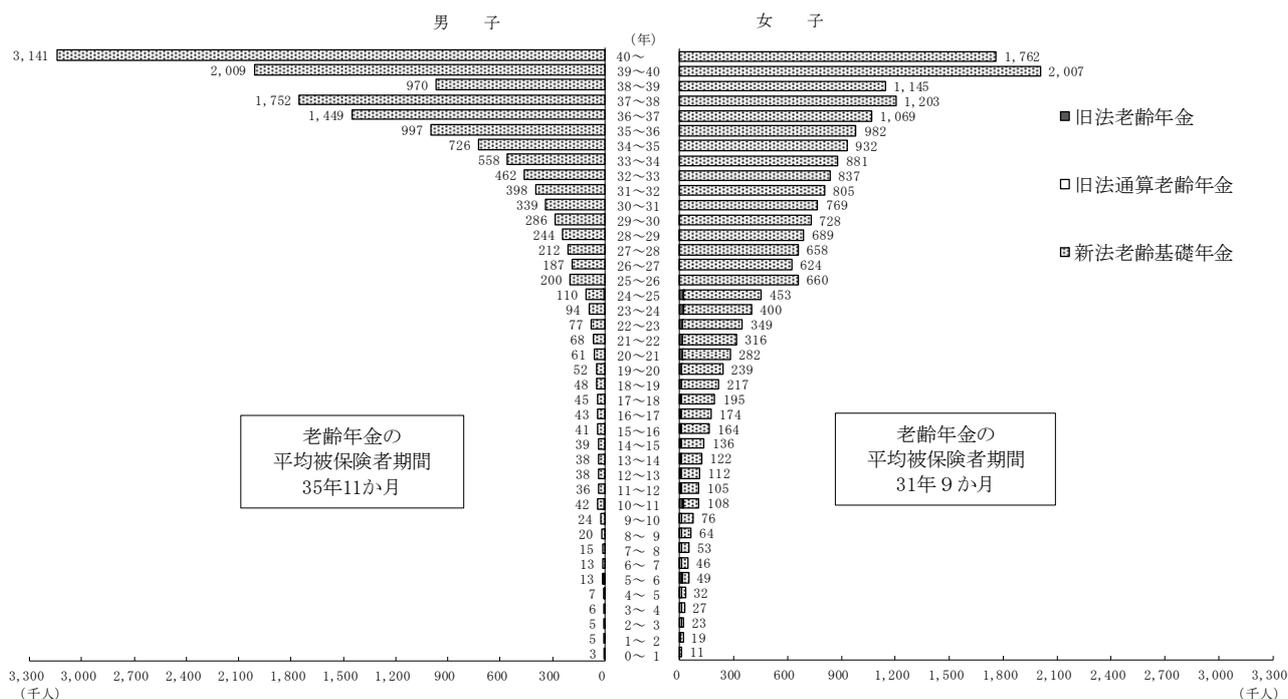
図22 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数(令和5年度末)



#### ⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和5年度末における老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が35年11か月、女子が31年9か月である。(図23)

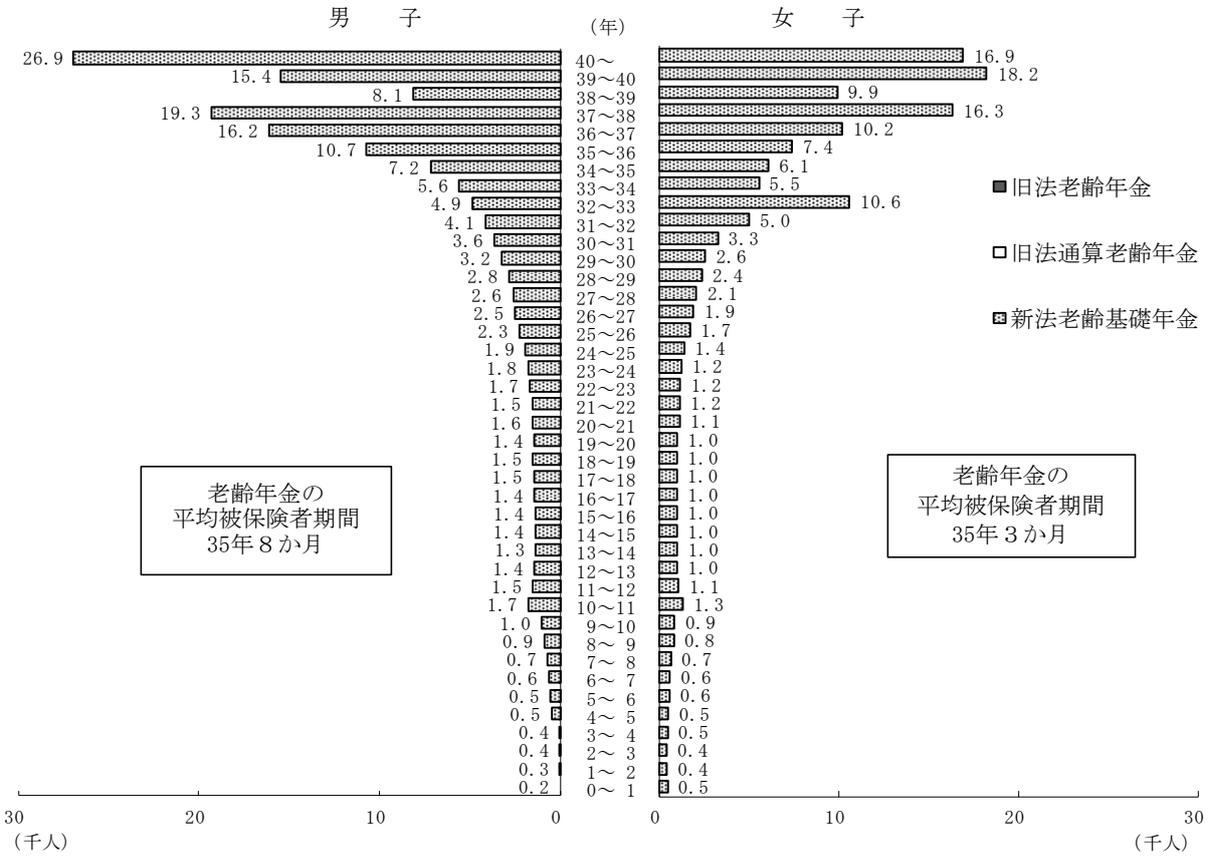
図23 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数(令和5年度末)



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)に係る期間である。  
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

令和5年度における国民年金の老齢給付の新規裁定者は31万人で、被保険者期間別分布をみると男子は被保険者期間が40年以上の者、女子は被保険者期間が39～40年の者が最も多くなっている。(図24)

図24 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和5年度新規裁定）



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）に係る期間である。  
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

令和5年度末における国民年金の受給者の年金総額は25兆1,109億円となっており、前年度末と比べると、6,173億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金・25年以上が22兆8,886億円、年金総額の91.1%を占め、通算老齢年金・25年未満が2,243億円（同0.9%）、障害年金が1兆9,068億円（同7.6%）、遺族年金が913億円（同0.4%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金・25年以上は5,287億円、通算老齢年金・25年未満は80億円、障害年金は795億円及び遺族年金は11億円の増加となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金・25年未満に計上している。（表42、表43、図25）

#### <旧法拋出制>

令和5年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は1,540億円で、この内訳は老齢年金が960億円（旧法拋出制年金の年金総額の62.3%）、通算老齢年金が312億円（同20.2%）、障害年金が241億円（同15.6%）、遺族年金が27億円（同1.8%）となっている。（表42）

#### <基礎年金>

令和5年度末における基礎年金の受給者の年金総額は24兆9,569億円で、この内訳は老齢基礎年金が22兆9,857億円（基礎年金の年金総額の92.1%）、障害基礎年金が1兆8,827億円（同7.5%）、遺族基礎年金が886億円（同0.4%）となっている。（表42、表43）

表42 国民年金 受給者年金総額（令和5年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ ・旧国年		(再掲) 基礎のみ 共済なし・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	228,886	91.1	38,065	69.4	29,577	64.5	960	62.3	227,926	91.3
5 年 年 金 以 外	228,837	91.1	38,017	69.3	29,529	64.4	912	59.2	227,926	91.3
繰 上 げ	18,643	7.4	7,490	13.6	7,186	15.7	481	31.2	18,162	7.3
本 来	203,547	81.1	29,394	53.6	21,468	46.8	425	27.6	203,121	81.4
繰 下 げ	6,648	2.6	1,132	2.1	875	1.9	6	0.4	6,642	2.7
5 年 年 金	48	0.0	48	0.1	48	0.1	48	3.1	・	・
通算老齢年金・25年未満	2,243	0.9	617	1.1	611	1.3	312	20.2	1,931	0.8
繰 上 げ	177	0.1	106	0.2	106	0.2	95	6.2	82	0.0
本 来	1,995	0.8	497	0.9	492	1.1	217	14.1	1,778	0.7
繰 下 げ	72	0.0	13	0.0	13	0.0	・	・	72	0.0
障 害 年 金	19,068	7.6	15,839	28.9	15,411	33.6	241	15.6	18,827	7.5
遺 族 年 金	913	0.4	361	0.7	287	0.6	27	1.8	886	0.4
合 計	251,109	100.0	54,881	100.0	45,887	100.0	1,540	100.0	249,569	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

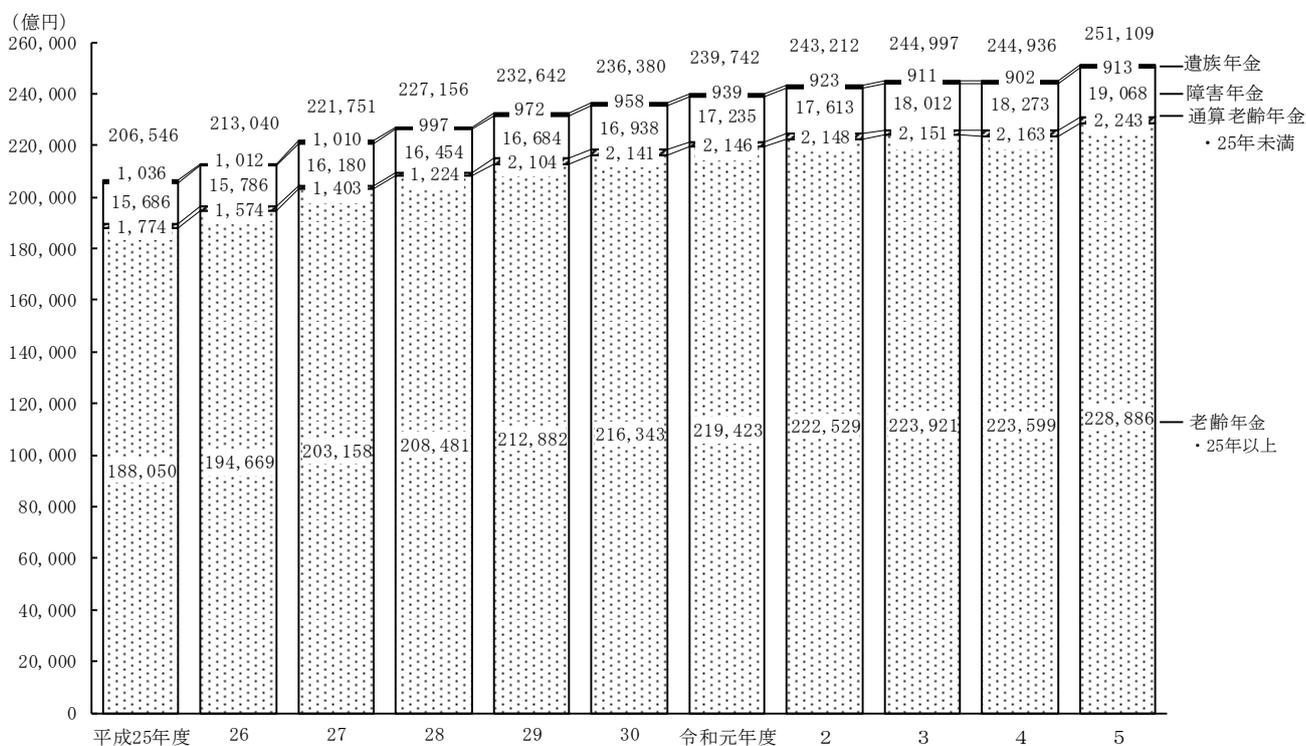
2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表 43 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合 計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成25年度	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	・	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	・	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	・	16,180	15,687	1,010	951
28	227,156	221,669	208,481	204,723	1,224	・	16,454	16,001	997	944
29	232,642	227,958	212,882	209,717	2,104	1,046	16,684	16,269	972	926
30	236,380	232,423	216,343	213,708	2,141	1,242	16,938	16,558	958	915
令和元年度	239,742	236,410	219,423	217,233	2,146	1,390	17,235	16,887	939	900
2	243,212	240,432	222,529	220,730	2,148	1,521	17,613	17,294	923	887
3	244,997	242,699	223,921	222,455	2,151	1,644	18,012	17,721	911	879
4	244,936	243,092	223,599	222,439	2,163	1,770	18,273	18,011	902	872
5	251,109	249,569	228,886	227,926	2,243	1,931	19,068	18,827	913	886

図25 国民年金 受給者年金総額の推移 (年度末現在)



## ② 平均年金月額

令和5年度末における国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金・25年以上が5万8千円、通算老齢年金・25年未満が2万円、障害年金が7万3千円、遺族年金が8万6千円となっている。

老齢年金・25年以上受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万5千円、本来が5万9千円、繰下げが7万6千円となっている。(表44)

**表44 国民年金 受給者の平均年金月額 (令和5年度末)**

(単位：円)

	合 計	(再掲) 基礎のみ・	(再掲) 基礎のみ	旧法抛出制年金	基礎年金
		旧国年	共済なし・旧国年		
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	57,700	54,667	52,870	40,805	57,801
5 年 年 金 以 外	57,709	54,709	52,918	41,230	57,801
繰 上 げ	44,684	43,000	42,784	35,053	45,012
本 来	58,825	58,118	56,720	51,024	58,844
繰 下 げ	75,573	75,848	75,650	88,339	75,563
5 年 年 金	34,158	34,158	34,158	34,158	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	20,087	19,398	19,373	19,294	20,222
繰 上 げ	18,805	17,677	17,668	17,473	20,622
本 来	20,106	19,718	19,694	20,214	20,093
繰 下 げ	23,427	23,403	23,290	・	23,427
障 害 年 金	72,891	73,081	73,106	74,192	72,874
遺 族 年 金	86,500	80,932	78,300	36,081	90,388
合 計	57,718	57,813	56,970	35,249	57,946

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

**表45 国民年金 受給者の平均年金月額の推移**

(年度末現在、単位：円)

年度	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金
平成25年度	54,622	55,265	18,497	・	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	・	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	・	72,565	72,543	81,832	88,014
28	55,464	55,831	18,880	・	72,453	72,431	82,404	88,073
29	55,615	55,918	19,091	19,220	72,245	72,223	82,932	88,141
30	55,809	56,058	19,064	19,077	72,109	72,086	83,208	88,164
令和元年度	56,049	56,256	19,126	19,130	72,042	72,020	83,644	88,348
2	56,358	56,529	19,282	19,315	72,039	72,017	84,173	88,640
3	56,479	56,621	19,398	19,466	71,868	71,848	84,349	88,584
4	56,428	56,545	19,495	19,594	71,499	71,480	84,352	88,333
5	57,700	57,801	20,087	20,222	72,891	72,874	86,500	90,388

老齢基礎年金（25年以上）の受給者の平均年金月額は、令和5年度末現在で5万8千円となっている。繰上げ・繰下げ状況の別にみると、繰上げが4万5千円、本来が5万9千円、繰下げが7万6千円となっている。（表46）

**表46 国民年金 老齢基礎年金（25年以上）受給者状況の推移**

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896
2	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723
3	3,274	56,621	355	43,985	2,859	57,795	60	75,260
4	3,278	56,545	345	43,979	2,867	57,644	66	74,532
5	3,286	57,801	336	45,012	2,877	58,844	73	75,563

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

### ③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

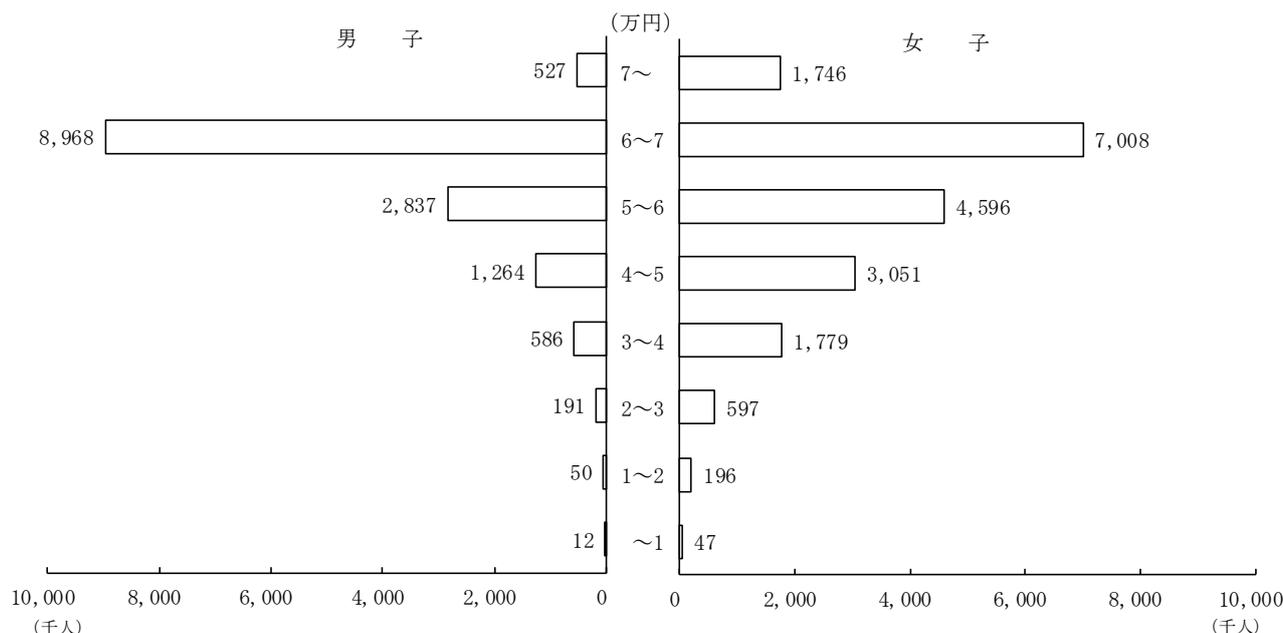
令和5年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男女共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。(表47、図26)

表47 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (令和5年度末)

(令和5年度末現在)

年金月額	総 数			(再掲)基礎のみ ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合 計	33,455,786	14,434,673	19,021,113	5,856,847	1,448,100	4,408,747	4,705,309	876,942	3,828,367
万円以上 万円未満									
～ 1	58,811	11,523	47,288	23,598	1,455	22,143	23,247	1,282	21,965
1 ～ 2	245,852	49,568	196,284	84,863	8,916	75,947	83,999	8,478	75,521
2 ～ 3	788,047	190,961	597,086	239,281	32,751	206,530	236,931	31,680	205,251
3 ～ 4	2,365,373	586,197	1,779,176	768,416	104,580	663,836	759,406	100,827	658,579
4 ～ 5	4,315,062	1,263,883	3,051,179	918,164	193,176	724,988	859,544	162,643	696,901
5 ～ 6	7,432,768	2,836,784	4,595,984	1,237,162	301,567	935,595	1,004,478	169,859	834,619
6 ～ 7	15,976,775	8,968,414	7,008,361	2,024,127	669,865	1,354,262	1,218,376	278,066	940,310
7 ～	2,273,098	527,343	1,745,755	561,236	135,790	425,446	519,328	124,107	395,221
平均年金月額	円 57,584	円 59,965	円 55,777	円 54,540	円 58,032	円 53,393	円 52,720	円 55,649	円 52,049

図26 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (令和5年度末)



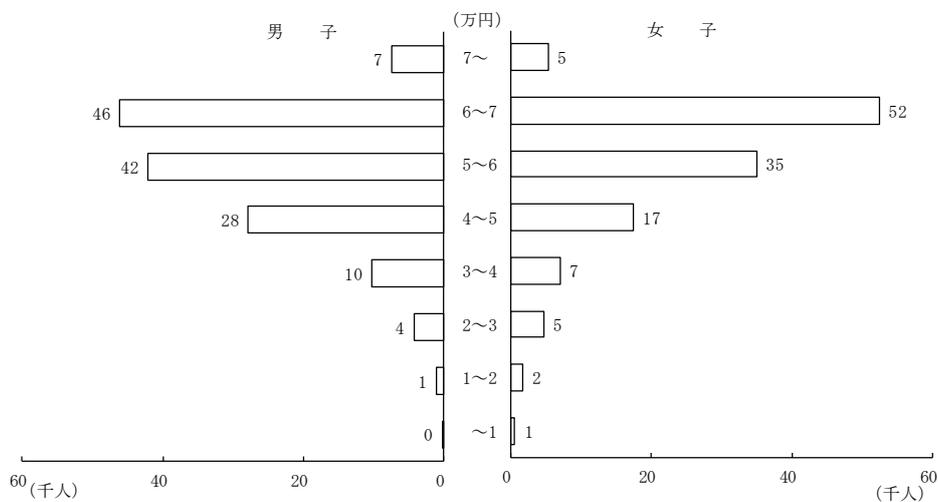
- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

令和5年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。(表48、図27)

**表48 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(令和5年度新規裁定)**

年金月額	総数						(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計			計			計			計		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
合計	263,898	139,642	124,256	110,575	44,307	66,268	52,380	17,096	35,284			
万円以上 万円未満												
～ 1	925	313	612	251	28	223	239	26	213			
1 ～ 2	2,843	1,135	1,708	1,087	321	766	1,056	306	750			
2 ～ 3	9,032	4,310	4,722	2,994	1,159	1,835	2,907	1,101	1,806			
3 ～ 4	17,363	10,317	7,046	2,598	932	1,666	2,357	784	1,573			
4 ～ 5	45,321	27,864	17,457	8,165	3,591	4,574	6,356	2,297	4,059			
5 ～ 6	77,090	42,130	34,960	27,575	11,385	16,190	16,022	3,764	12,258			
6 ～ 7	98,545	46,149	52,396	60,167	22,989	37,178	18,839	6,254	12,585			
7 ～	12,779	7,424	5,355	7,738	3,902	3,836	4,604	2,564	2,040			
平均年金月額	円 55,256	円 54,670	円 55,915	円 59,657	円 59,817	円 59,551	円 56,234	円 57,198	円 55,767			

**図27 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(令和5年度新規裁定)**



注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。

注2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。

注3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

#### 4. 特別障害給付金

令和5年度末における特別障害給付金の支給決定状況は、障害等級1級が1,847件、2級が6,311件、合計8,158件となっている。このうち、学生の支給決定状況は、1級が969件、2級が4,068件、合計5,037件となっており、配偶者の支給決定状況は、1級が878件、2級が2,243件、合計3,121件となっている。

また、平成17年4月から令和6年3月末までの累積不支給決定件数は、1,465件となっている。  
(表49)

表49 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（令和5年度末）

都道府県	総数									不支給 決定件数
	学生			配偶者						
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
総数	8,158	1,847	6,311	5,037	969	4,068	3,121	878	2,243	1,465
北海道	443	98	345	229	27	202	214	71	143	79
青森	74	38	36	43	17	26	31	21	10	20
岩手	78	35	43	53	23	30	25	12	13	4
宮城	136	27	109	92	15	77	44	12	32	23
秋田	67	26	41	46	14	32	21	12	9	11
山形	67	19	48	48	12	36	19	7	12	2
福島	125	28	97	80	17	63	45	11	34	5
茨城	168	41	127	107	20	87	61	21	40	33
栃木	97	34	63	53	14	39	44	20	24	12
群馬	127	58	69	85	39	46	42	19	23	22
埼玉	343	56	287	204	35	169	139	21	118	67
千葉	327	86	241	194	47	147	133	39	94	73
東京都	675	156	519	503	97	406	172	59	113	128
神奈川県	607	154	453	330	68	262	277	86	191	85
新潟	133	26	107	82	12	70	51	14	37	11
富山	74	10	64	52	9	43	22	1	21	15
石川	82	11	71	56	5	51	26	6	20	7
福井	53	6	47	43	5	38	10	1	9	8
山梨	67	8	59	57	6	51	10	2	8	12
長野	109	17	92	91	14	77	18	3	15	23
岐阜	93	22	71	61	14	47	32	8	24	25
静岡県	191	38	153	123	19	104	68	19	49	34
愛知	419	64	355	260	36	224	159	28	131	76
三重	94	15	79	57	10	47	37	5	32	16
滋賀	50	11	39	32	5	27	18	6	12	22
京都	183	30	153	94	10	84	89	20	69	35
大阪	606	147	459	294	64	230	312	83	229	59
兵庫県	324	75	249	176	36	140	148	39	109	92
奈良	106	28	78	63	14	49	43	14	29	27
和歌山	57	21	36	37	12	25	20	9	11	12
鳥取	42	4	38	26	2	24	16	2	14	13
島根	65	12	53	47	8	39	18	4	14	7
岡山	187	50	137	114	27	87	73	23	50	23
広島	282	53	229	194	36	158	88	17	71	69
山口	156	56	100	105	32	73	51	24	27	40
徳島	56	24	32	36	15	21	20	9	11	10
香川	73	11	62	55	8	47	18	3	15	27
愛媛	114	20	94	60	7	53	54	13	41	19
高知	54	7	47	38	4	34	16	3	13	6
福岡	437	67	370	282	37	245	155	30	125	96
佐賀	58	13	45	40	7	33	18	6	12	11
長崎	108	33	75	66	16	50	42	17	25	13
熊本	139	33	106	88	18	70	51	15	36	12
大分	112	20	92	56	8	48	56	12	44	30
宮崎	90	25	65	45	8	37	45	17	28	11
鹿児島	149	22	127	98	12	86	51	10	41	24
沖縄	61	12	49	42	8	34	19	4	15	16

- 注1. 「学生」の欄には、平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生について、特別障害給付金が支給決定された件数を計上している。
2. 「配偶者」の欄には、昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者について、特別障害給付金が支給決定された件数を計上している。
3. 「不支給決定件数」は、平成17年4月から令和6年3月末までの累計である。

## (参考資料)

## 都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（令和5年度末）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
総数	15,723,841	147,360	33,056,697	57,700
北海道	642,358	137,572	1,519,896	56,723
青森	152,228	124,383	388,122	55,369
岩手	178,682	129,036	386,572	58,866
宮城	293,384	141,145	617,763	57,706
秋田	156,408	125,476	338,758	57,299
山形	178,414	127,133	344,999	58,954
福島	283,197	132,776	554,902	58,101
茨城	356,279	149,104	792,821	57,604
栃木	254,310	145,522	535,308	57,749
群馬	257,611	144,777	548,098	58,791
埼玉	836,500	158,003	1,801,156	57,252
千葉	720,047	161,368	1,592,048	57,597
東京都	1,257,993	159,921	2,762,696	56,584
神奈川県	1,011,574	166,578	2,129,221	57,597
新潟	375,779	134,716	683,416	60,113
富山	188,109	140,631	315,688	61,220
石川	172,698	137,933	314,929	60,170
福井	135,000	136,578	221,958	60,532
山梨	105,536	140,869	237,523	57,477
長野	333,168	140,743	622,681	60,262
岐阜	271,518	146,072	568,329	59,501
静岡県	548,415	147,916	1,049,545	59,398
愛知県	867,948	156,775	1,776,403	58,290
三重	249,035	148,059	500,810	59,675
滋賀	188,764	150,657	361,464	59,435
京都	306,616	148,015	669,002	56,525
大阪	957,163	152,686	2,079,732	55,463
兵庫県	684,963	155,454	1,448,859	57,447
奈良	165,623	158,862	393,985	57,246
和歌山	113,845	142,713	285,375	56,067
鳥取	93,577	129,703	168,020	59,770
島根	119,659	130,001	214,188	60,497
岡山	290,308	142,579	533,881	59,891
広島	401,288	147,044	767,304	59,286
山口	215,552	144,503	432,339	59,406
徳島	111,931	130,383	222,563	57,095
香川	151,928	140,453	286,648	60,025
愛媛	190,708	136,630	413,348	58,059
高知	103,175	128,607	221,908	56,268
福岡	631,623	142,104	1,298,726	56,622
佐賀	114,001	130,480	235,155	59,344
長崎	177,284	133,329	404,423	56,876
熊本	231,209	128,956	515,624	58,172
大分	162,126	132,853	346,896	56,685
宮崎	148,547	125,499	325,594	57,571
鹿児島	214,927	129,639	483,858	57,963
沖縄	110,436	125,435	301,666	52,837
その他	12,397	130,311	42,497	29,967

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

## 参考. 厚生年金保険（被用者年金一元化後）の状況（令和5年度末現在）

この統計は、平成27年10月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

### (1) 適用状況

令和5年度末の厚生年金保険の適用事業所数は281万か所となっている。

被保険者数は4,672万人（男子2,780万人、女子1,893万人）、標準報酬月額平均は33万円（男子38万円、女子27万円）となっている。（表50）

表50 制度別適用状況（令和5年度末）

	事業所数（千か所）	被保険者数（千人）	標準報酬月額平均（円）
厚生年金保険 計	2,807	46,720	334,382
男子	.	27,795	377,252
女子	.	18,925	271,420
国民年金	.	20,728	.
合計	.	67,448	.
総人口	.	124,002	.
うち20～59歳	.	60,786	.

注1. 事業所数について、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。

2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

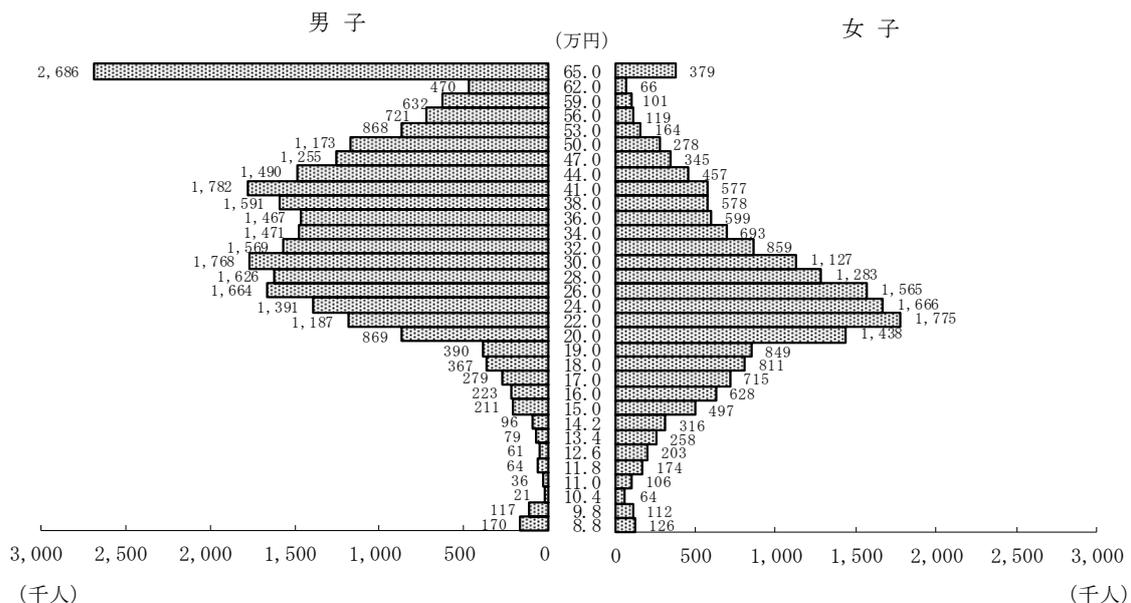
3. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「1. 公的年金制度（総括）」の被保険者数とは一致しない。

4. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）、国民年金第3号被保険者である。

5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

標準報酬月額別被保険者数の分布をみると、男子では上限の第32級（65万円）が269万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が177万人と最も多くなっている。（図28）

図28 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（令和5年度末）



注1. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

2. 厚生年金保険標準報酬月額別被保険者数の合計は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「1. 公的年金制度（総括）」の被保険者数とは一致しない。

## (2) 受給（権）者数

### ① 受給者数

令和5年度末における厚生年金保険の受給者数は3,695万人となっている。

新法厚生年金保険の受給者の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,594万人、通算老齢年金・25年未満が1,415万人、障害年金が52万人、遺族年金が561万人となっている。（表51）

**表51 厚生年金保険 受給者数（令和5年度末）**

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	16,225	43.9	136	0.4	3	0.0	15,942	43.1	145	0.4
通算老齢年金 ・25年未満	14,298	38.7	95	0.3	0	0.0	14,151	38.3	51	0.1
障 害 年 金	544	1.5	23	0.1	1	0.0	518	1.4	2	0.0
遺 族 年 金	5,876	15.9	206	0.6	8	0.0	5,610	15.2	52	0.1
通算遺族年金	12	0.0	11	0.0	0	0.0	・	・	0	0.0
合 計	36,954	100.0	473	1.3	12	0.0	36,221	98.0	249	0.7

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

### ② 受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,843万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,656万人、通算老齢年金・25年未満が1,485万人、障害年金が74万人、遺族給付が627万人となっている。（表52）

**表52 厚生年金保険 受給権者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	老 齢 年 金	通算老齢年金 ・25年未満	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成25年度	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	36,049	15,725	14,048	594	5,681
28	36,467	15,832	14,248	607	5,779
29	37,555	16,162	14,911	621	5,861
30	37,865	16,448	14,832	637	5,947
令和元年度	37,913	16,374	14,863	655	6,022
2	38,284	16,521	15,003	674	6,087
3	38,356	16,640	14,859	695	6,162
4	38,183	16,465	14,782	715	6,222
5	38,427	16,561	14,854	741	6,271

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

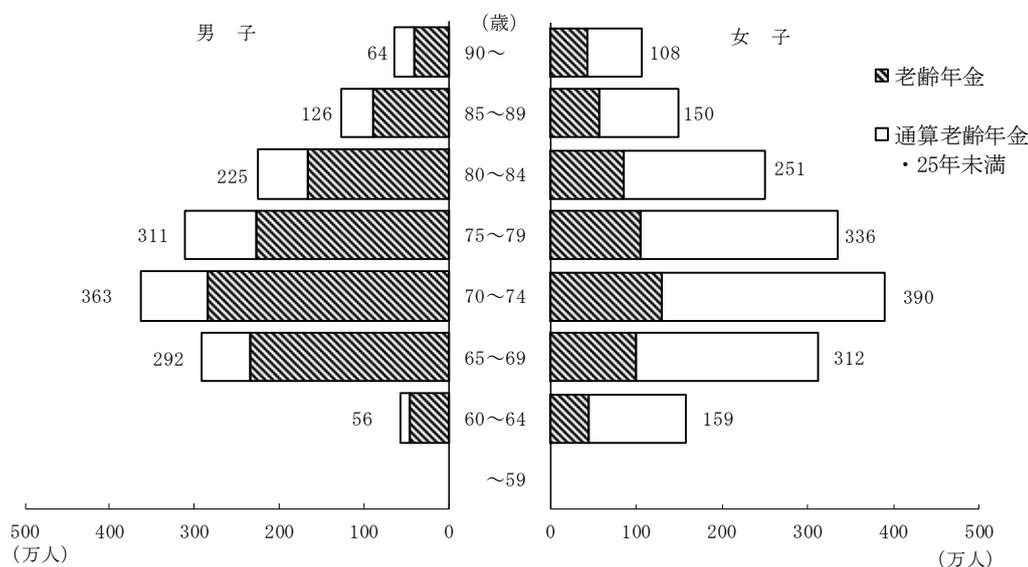
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

4. 平成29年度以前において、遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。

### ③ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者3,142万人の年齢階級別分布は、男女共に70～74歳が最も多い（男子は363万人、女子は390万人）。（図29）

図29 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和5年度末）

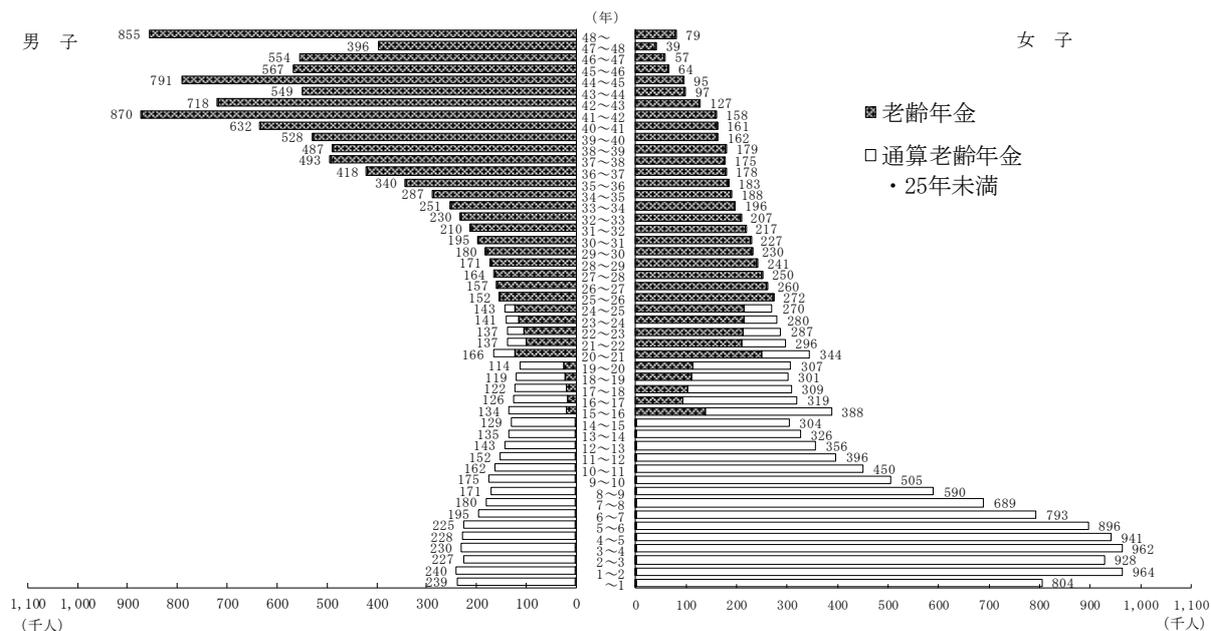


注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

### ④ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険の被保険者期間別老齢給付受給権者数は、男子では41年以上42年未満が最も多く（87万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（96万人）になっている。（図30）

図30 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和5年度末）



注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

令和5年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は27兆7,565億円となっている。

新法厚生年金保険の受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が18兆4,917億円、通算老齢年金・25年未満が2兆5,254億円、障害年金が3,394億円、遺族年金が5兆6,222億円となっている。(表53)

**表53 厚生年金保険 受給者年金総額(令和5年度末)**

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	189,015	68.1	2,073	0.7	79	0.0	184,917	66.6	1,946	0.7
通算老齢年金 ・25年未満	25,731	9.3	370	0.1	1	0.0	25,254	9.1	106	0.0
障 害 年 金	3,703	1.3	276	0.1	16	0.0	3,394	1.2	18	0.0
遺 族 年 金	59,083	21.3	2,148	0.8	131	0.0	56,222	20.3	582	0.2
通算遺族年金	33	0.0	31	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	277,565	100.0	4,898	1.8	227	0.1	269,788	97.2	2,652	1.0

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 平成27年9月以前に受給権の発生した、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

5. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

## ② 平均年金月額

令和5年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万3千円、通算老齢年金・25年未満が6万5千円となっている。(表54)

表54 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

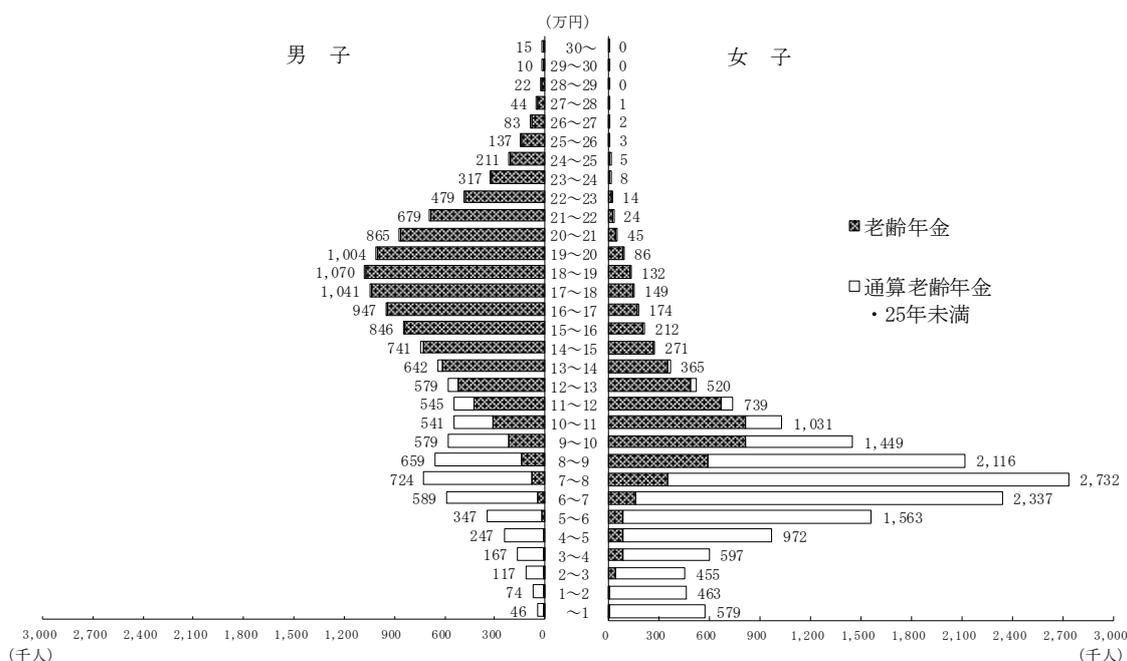
	老齢年金	(再掲)	(再掲)	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
令和元年度	149,792	155,691	82,062	61,337	103,232	84,314
2	150,352	155,766	82,086	62,011	103,085	84,234
3	150,485	155,358	84,499	63,202	103,026	83,928
4	150,220	154,547	83,161	63,458	102,378	83,413
5	153,129	157,260	84,760	65,030	103,779	84,798

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

## ③ 年金月額階級別受給権者数

令和5年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみると、男子は、通算老齢年金・25年未満を中心に7～8万円をピークとする山と、老齢年金の18～19万円をピークとする山に分かれているが、女子では7～8万円がピークとなっている。(図31)

図31 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数 (令和5年度末)



- 注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

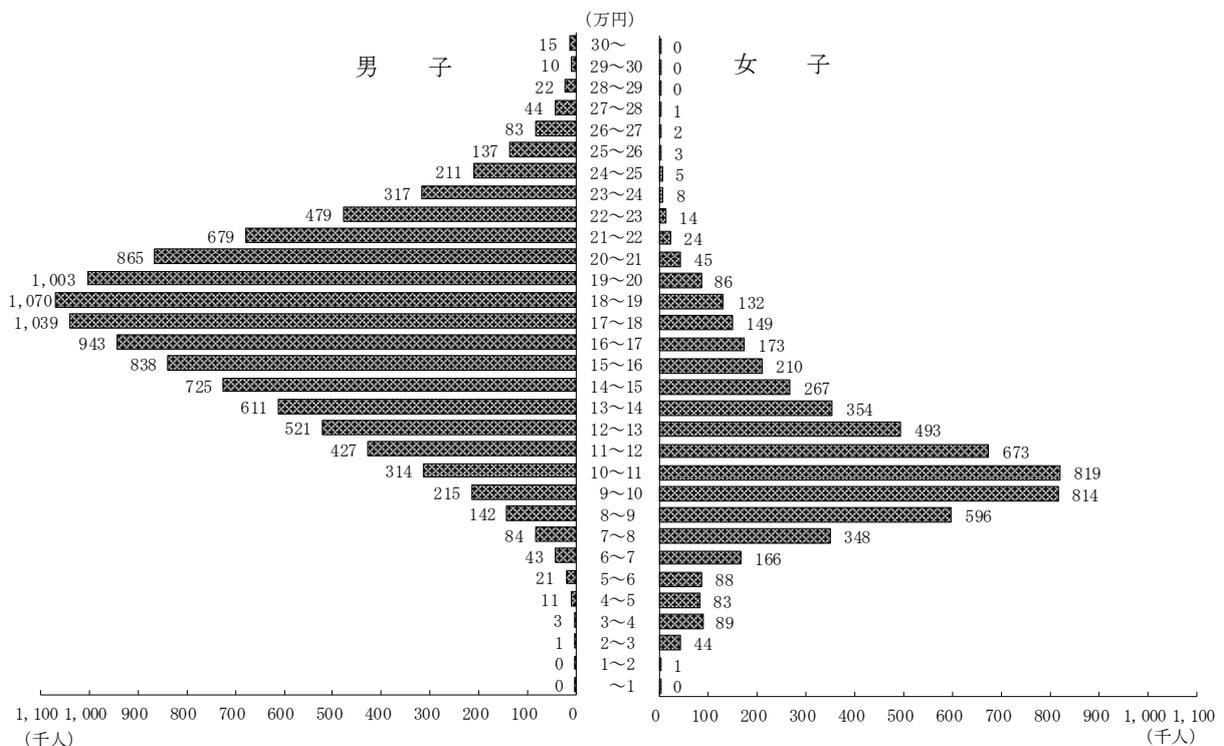
令和5年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみると、男子は、15～20万円が男子全体の45.0%と半数近くを占めており、より詳細にみると18～19万円をピークとする山型となっている。女子は、10～15万円が45.8%と半数近くを占め、次いで、5～10万円が35.4%となっており、より詳細にみると10～11万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。（表55、図32）

**表55 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和5年度末）**

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	16,561	100.0	10,872	100.0	5,689	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	234	1.4	15	0.1	218	3.8
5 ～ 10	2,517	15.2	505	4.6	2,012	35.4
10 ～ 15	5,203	31.4	2,597	23.9	2,605	45.8
15 ～ 20	5,642	34.1	4,893	45.0	749	13.2
20 ～ 25	2,647	16.0	2,550	23.5	97	1.7
25 ～ 30	303	1.8	297	2.7	6	0.1
30 ～	15	0.1	15	0.1	0	0.0
平均年金月額（円）	152,142		172,878		112,517	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。  
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

**図32 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和5年度末）**



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

#### ④ 離婚等に伴う年金分割の状況

厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移をみると、令和5年度に分割された件数は3万7千件で、前年度と比べ6百件減少している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は1万2千件で、前年度と比べ1百件減少している。（表56）

表56 厚生年金保険 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

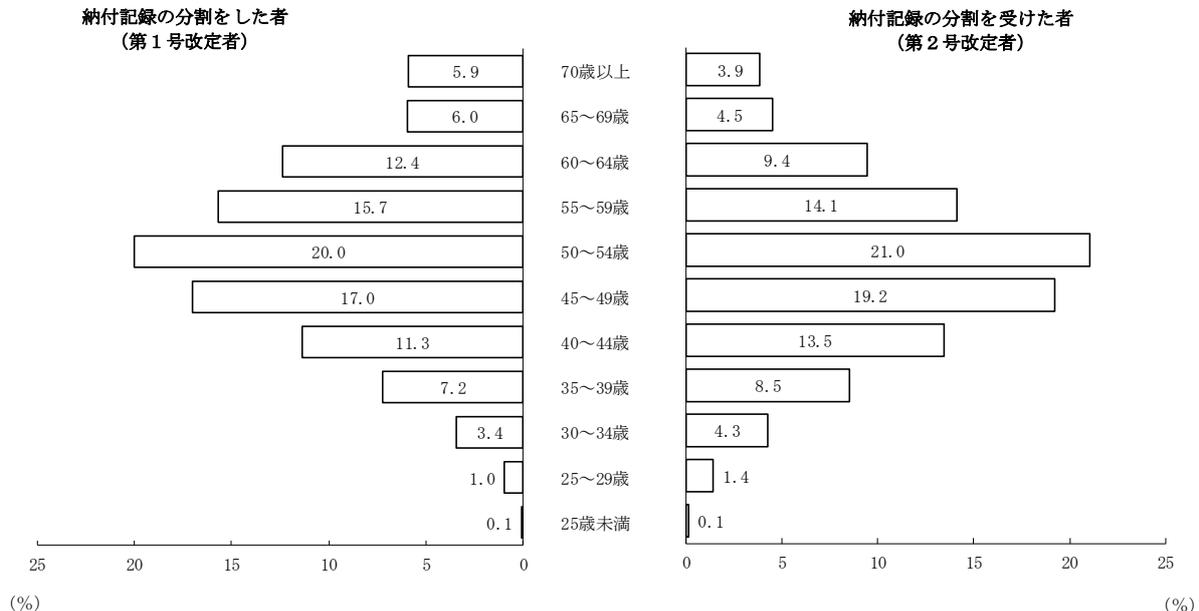
	総数(件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
令和元年度	33,552	24,820	8,732
2	33,418	23,499	9,919
3	38,520	26,768	11,752
4	37,554	25,310	12,244
5	36,955	24,835	12,120

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、各年度内において、離婚分割（3号分割）に係る標準報酬改定処理がされた、被保険者記録に係る数値を計上しており、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。  
 注4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

#### <離婚分割に係る状況>

令和5年度における離婚分割者の年齢構成をみると、納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）共に50～54歳の割合が最も高くなっている。（図33）

図33 厚生年金保険 離婚分割者の年齢構成（令和5年度）



令和5年度における離婚分割の分割対象期間別件数をみると、20～25年の割合が19.9%と最も高くなっている。（表57）

**表57 厚生年金保険 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移**

（単位：％）

	分割対象期間								
	以上 未滿 ～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
令和元年度	3.4	8.3	14.6	18.3	19.4	16.0	16.0	5.5	5.5
2	3.6	8.5	13.9	18.9	19.9	16.1	16.1	5.1	4.9
3	3.7	9.0	12.5	19.0	19.7	16.8	16.8	5.0	4.9
4	3.8	9.1	11.4	16.9	20.4	17.7	17.7	5.5	5.5
5	3.8	9.3	10.5	16.7	19.9	17.6	17.6	5.9	5.8

注. 3号分割に係る期間を含まない。

令和5年度における離婚分割の按分割合別件数割合をみると、按分割合50%の件数割合は94.6%と離婚分割件数のほとんどを占めている。（表58）

**表58 厚生年金保険 離婚分割 按分割合別件数割合の推移**

（単位：％）

	按分割合					
	以上 未滿 ～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
令和元年度	0.3	0.7	1.0	1.9	1.8	94.3
2	0.4	0.5	1.0	1.7	2.0	94.5
3	0.5	0.7	1.0	1.6	1.7	94.5
4	0.5	0.8	1.1	1.6	1.8	94.2
5	0.5	0.7	1.1	1.6	1.6	94.6

注. 3号分割に係る期間を含まない。